

伊東市地域防災計画

地震対策編

令和4年度修正

伊東市防災会議

目 次

第 1 編 総論

第 1 章	計画の主旨	I - 1
第 2 章	予想される災害	I - 2
第 3 章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	I - 1 3

第 2 編 平常時対策

第 1 章	防災思想の普及	II - 1
第 2 章	自主防災活動	II - 1
第 3 章	地震防災訓練の実施	II - 1
第 4 章	地震災害予防対策の推進	II - 3
第 5 章	要配慮者の安全対策	II - 1 0

第 3 編 地震防災施設緊急整備計画

第 1 章	防災業務施設の整備	III - 1
第 2 章	無線通信施設等の整備	III - 1
第 3 章	避難場所、避難路の整備	III - 2
第 4 章	緊急輸送路の整備	III - 2
第 5 章	防災上重要な建物の整備	III - 3
第 6 章	災害防止事業	III - 3
第 7 章	水道施設等の整備	III - 4
第 8 章	市有施設等の整備	III - 4

第 4 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応

第 5 編 災害応急対策

第 1 章	市及び防災関係機関の活動	V - 1
第 2 章	情報活動	V - 2
第 3 章	広報活動	V - 2
第 4 章	緊急輸送活動	V - 2
第 5 章	広域応援活動	V - 2
第 6 章	災害の拡大及び二次災害防止活動	V - 2
第 7 章	避難活動	V - 3
第 8 章	社会秩序を維持する活動	V - 3

第9章	交通の確保対策	V-3
第10章	地域への救援活動	V-3
第11章	学校における災害応急対策及び応急教育	V-4
第12章	被災者の生活再建等への支援	V-4
第13章	市有施設及び設備等の対策	V-4
第14章	防災関係機関等の講ずる災害応急対策	V-4
第15章	地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき 施設・事業所の災害応急対策	V-5
第6編 復旧・復興計画		
第1章	市及び防災関係機関等の活動	VI-1
第2章	激甚災害の指定	VI-3
第3章	震災復興計画の策定	VI-3
第4章	復興財源の確保	VI-4
第5章	震災復興基金の設立	VI-5
第6章	復旧事業の推進	VI-5
第7章	都市・農山漁村の復興	VI-6
第8章	被災者の生活再建支援	VI-7
第9章	地域経済復興支援	VI-10

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

第 1 章	市及び防災関係機関の活動	別紙－ 1
第 2 章	情報活動	別紙－ 8
第 3 章	広報活動	別紙－ 9
第 4 章	自主防災活動	別紙－ 1 0
第 5 章	緊急輸送活動	別紙－ 1 1
第 6 章	自衛隊の支援活動	別紙－ 1 2
第 7 章	避難活動	別紙－ 1 3
第 8 章	社会秩序を維持する活動	別紙－ 1 5
第 9 章	交通の確保活動	別紙－ 1 6
第 1 0 章	地域への救援活動	別紙－ 1 8
第 1 1 章	市有施設設備の防災措置	別紙－ 2 0
第 1 2 章	防災関係機関が講ずる生活及び安全確保等の措置	別紙－ 2 3
第 1 3 章	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	別紙－ 2 7
第 1 4 章	市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	別紙－ 3 1

第 1 編 総 論

第1編 総論

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所、市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。また、この計画の基礎となる静岡県第4次地震被害想定による危険度の試算の概要を示す。

第1章 計画の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する。「伊東市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

1 計画の目的

この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市民等の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、伊東市の地域に係る地震対策について定めるものである。
- (2) この計画は、市、県、防災関係機関、事業所、市民等が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。
- (3) この計画のうち、第3編は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和55年法律第63号）、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第11号）に基づく地震対策事業について定めるものである。
- (4) この計画は、「静岡県地震対策推進条例」に規定している対策について、特に緊急に実施するものである。
- (5) この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行うものである。

3 計画の構成

この計画は計画編と資料編から構成する。
計画編の構成は次の6編及び別紙からなる。

- (1) 第1編 総論
この計画の目的、性格、構成、危険度の試算など計画の基本となる事項を示す。
- (2) 第2編 平常時対策
平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
- (3) 第3編 地震防災施設緊急整備計画
整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。
- (4) 第4編 南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における市の災害応急対策を示す。
- (5) 第5編 災害応急対策
地震災害が発生した場合の対策を示す。
- (6) 第6編 復旧・復興対策
災害応急対策に一定の目途が立った後の早期復旧・復興対策を示す。
- (7) 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策
東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

第2章 予想される災害

わが国の太平洋側は、周期的に海洋を震源とする大地震が発生しているが、1633年寛永地震以降、相模トラフ周辺の断層の活動により、特に神奈川県西部地域を震源とする地震が繰り返し発生しているが、1923年大正関東地震以降すでに100年余を経過し、周期的には発生の危険性が高まっているものと推察されることから、近い将来駿河湾及び相模湾で大地震が発生するおそれ大きいといわれている。また、遠州灘東部から駿河湾奥にかけて、1854年の安政東海地震以降すでに約170年このような地震がなく、地殻の歪みが蓄積している。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震があり、これらの地震が連動してあるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。

また、東日本大震災の教訓として、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震や相模トラフ沿いの最大クラスの地震などの巨大地震についても想定する必要がある。

相模トラフ沿いで地震が発生すれば、最大規模でマグニチュード8クラスの巨大地震であり、本市は震度5強～6弱の激しい揺れとなり、短時間で津波が来襲すると予想されている。また、南海トラフ地震が発生すれば、その最大規模はマグニチュード9クラスの巨大地震であり、相模トラフ沿いの地震と同程度の地震動とともに津波発生による被害も予想される。

市及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

また、津波については、上記地震によるもののほか、四国沖などの南海トラフ沿いの地震に伴うものや、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

これらの地震に対して有効な対策を講じなければ、地震動による家屋の倒壊、山崩れ、津波等の直接被害に加え、社会状況の変化に伴う災害拡大要因の増大と相まって、災害は未曾有の規模となる恐れがある。

1 危険度の試算

地震によって、市内の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、合理的な防災対策の樹立に資するものである。試算については、静岡県が行った「静岡県第4次地震被害想定」（平成25年6月27日発表）から、本市が被る被害の想定を参照した。なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民等の防災への自助努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震の危険度の試算

危険度試算作成の主旨

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）によって、市内各地区でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に把握し、予想される地震被害を最小限にとどめる合理的な防災対策の推進に資するものとする。

試算の内容

(1) 建物被害に係る想定結果

建物棟数(平成24.1.1現在)(単位:棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約50	約50	約50	約50
	半壊	約1,300	約1,300	約1,300	約1,300
液状化	全壊	約100	約100	約100	約100
	半壊	約300	約300	約300	約300
人口造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
津波	全壊	—	—	—	—
	半壊	約60	約60	約60	約60
山・崖崩れ	全壊	約20	約20	約20	約20
	半壊	約50	約50	約50	約50
火災	焼失	—	—	—	—
建物棟数(平成24.4.1現在)		44,222	44,222	44,222	44,222
建物被害総数	全壊及び焼失	約200	約200	約200	約200
	半壊	約1,700	約1,700	約1,700	約1,700
建物被害率	全壊及び焼失	約0.5%	約0.5%	約0.5%	約0.5%
	半壊	約3.8%	約3.8%	約3.8%	約3.8%

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか(5未満)。

(2) 人的被害に係る想定結果

死者が最大となる冬・深夜のケースと負傷者が最大となる夏・昼のケースを取りまとめた。

なお、津波避難ビルの効果及び海水浴客被害は考慮していない。

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし		予知あり	
		冬・深夜	夏・昼	冬・深夜	夏・昼
建 物 倒 壊	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	約 1 0	約 3 0	—	約 1 0
	軽 傷 者 数	約 2 0 0	約 4 0 0	約 7 0	約 1 0 0
津 波	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	—	—	—	—
	軽 傷 者 数	—	—	—	—
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	—	—	—	—
	軽 傷 者 数	—	—	—	—
火 災	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	—	—	—	—
	軽 傷 者 数	—	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	—	—	—	—
	軽 傷 者 数	—	—	—	—
死 傷 者 数 合 計	死 者 数	約 1 0	—	—	—
	重 傷 者 数	約 1 0	約 3 0	—	約 1 0
	軽 傷 者 数	約 2 0 0	約 4 0 0	約 7 0	約 1 0 0

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震の危険度の試算

危険度試算作成の主旨

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震（南海トラフ巨大地震）によって、市内各地区でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に把握し、予想される地震被害を最小限にとどめる合理的な防災対策の推進に資するものとする。

試算の内容

(1) 建物被害に係る想定結果

地震動：基本ケース、津波：ケース①

建物棟数（平成24.1.1現在）（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約50	約50	約50	約50
	半壊	約1,300	約1,300	約1,300	約1,300
液状化	全壊	約100	約100	約100	約100
	半壊	約300	約300	約300	約300
人口造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
津波	全壊	約200	約200	約200	約200
	半壊	約300	約300	約300	約300
山・崖崩れ	全壊	約20	約20	約20	約20
	半壊	約50	約50	約50	約50
火災	焼失	—	—	—	—
建物棟数(平成24.4.1現在)		44,222	44,222	44,222	44,222
建物被害総数	全壊及び焼失	約400	約400	約400	約400
	半壊	約2,000	約2,000	約2,000	約2,000
建物被害率	全壊及び焼失	約0.9%	約0.9%	約0.9%	約0.9%
	半壊	約4.5%	約4.5%	約4.5%	約4.5%

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

地震動：陸側ケース、津波：ケース①

建物棟数（平成 24. 1. 1 現在）（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	—	—	—	—
	半壊	約 300	約 300	約 300	約 300
液状化	全壊	約 100	約 100	約 100	約 100
	半壊	約 300	約 300	約 300	約 300
人口造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
津波	全壊	約 200	約 200	約 200	約 200
	半壊	約 300	約 300	約 300	約 300
山・崖崩れ	全壊	約 10	約 10	約 10	約 10
	半壊	約 30	約 30	約 30	約 30
火災	焼失	—	—	—	—
建物棟数(平成 24. 4. 1 現在)		44, 222	44, 222	44, 222	44, 222
建物被害総数	全壊及び焼失	約 400	約 400	約 400	約 400
	半壊	約 900	約 900	約 900	約 900
建物被害率	全壊及び焼失	約 0. 9%	約 0. 9%	約 0. 9%	約 0. 9%
	半壊	約 2. 0%	約 2. 0%	約 2. 0%	約 2. 0%

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

地震動：東側ケース、津波：ケース①

建物棟数（平成 24. 1. 1 現在）（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 200	約 200	約 200	約 200
	半壊	約 2, 800	約 2, 800	約 2, 800	約 2, 800
液状化	全壊	約 200	約 200	約 200	約 200
	半壊	約 300	約 300	約 300	約 300
人口造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
津波	全壊	約 200	約 200	約 200	約 200
	半壊	約 300	約 300	約 300	約 300
山・崖崩れ	全壊	約 30	約 30	約 30	約 30
	半壊	約 70	約 70	約 70	約 70
火災	焼失	—	—	約 10	—
建物棟数(平成 24. 4. 1 現在)		44, 222	44, 222	44, 222	44, 222
建物被害総数	全壊及び焼失	約 600	約 600	約 600	約 600
	半壊	約 3, 500	約 3, 500	約 3, 500	約 3, 500
建物被害率	全壊及び焼失	約 1. 4%	約 1. 4%	約 1. 4%	約 1. 4%
	半壊	約 7. 9%	約 7. 9%	約 7. 9%	約 7. 9%

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

(2) 人的被害に係る想定結果

死者が最大となる冬・深夜のケースと負傷者が最大となる夏・昼のケースを取りまとめた。

なお、津波避難ビルの効果及び海水浴客被害は考慮していない。

地震動：基本ケース、津波：ケース①

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし		予知あり	
		冬・深夜	夏・昼	冬・深夜	夏・昼
建 物 倒 壊	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	約 1 0	約 3 0	—	約 1 0
	軽 傷 者 数	約 2 0 0	約 4 0 0	約 7 0	約 1 0 0
津 波	死 者 数	約 2 0 0	約 1 0 0	約 2 0	約 1 0
	重 傷 者 数	約 1 0	約 1 0	—	—
	軽 傷 者 数	約 3 0	約 2 0	—	—
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	—	—	—	—
	軽 傷 者 数	—	—	—	—
火 災	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	—	—	—	—
	軽 傷 者 数	—	—	—	—
ブ ロ ッ ク 塀 の 転 倒 、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	—	—	—	—
	軽 傷 者 数	—	—	—	—
死 傷 者 数 合 計	死 者 数	約 2 0 0	約 1 0 0	約 2 0	約 1 0
	重 傷 者 数	約 2 0	約 4 0	—	約 1 0
	軽 傷 者 数	約 3 0 0	約 4 0 0	約 7 0	約 1 0 0

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

地震動：陸側ケース、津波：ケース①

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし		予知あり	
		冬・深夜	夏・昼	冬・深夜	夏・昼
建物倒壊	死者数	—	—	—	—
	重傷者数	—	約10	—	—
	軽傷者数	約60	約300	約20	約70
津波	死者数	約200	約100	約20	約10
	重傷者数	約10	約10	—	—
	軽傷者数	約30	約20	—	—
山・崖崩れ	死者数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
火災	死者数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
死傷者数合計	死者数	約200	約100	約20	約10
	重傷者数	約10	約10	—	—
	軽傷者数	約90	約300	約20	約80

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

地震動：東側ケース、津波：ケース①

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし		予知あり	
		冬・深夜	夏・昼	冬・深夜	夏・昼
建物倒壊	死者数	約10	—	—	—
	重傷者数	約20	約90	約10	約30
	軽傷者数	約500	約600	約100	約200
津波	死者数	約200	約100	約20	約10
	重傷者数	約10	約10	—	—
	軽傷者数	約30	約20	—	—
山・崖崩れ	死者数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
火災	死者数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
死傷者数合計	死者数	約200	約100	約20	約10
	重傷者数	約40	約100	約10	約30
	軽傷者数	約500	約600	約100	約200

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震の危険度の試算

危険度試算作成の主旨

相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震（大正型関東地震）によって、市内各地区でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に把握し、予想される地震被害を最小限にとどめる合理的な防災対策の推進に資するものとする。

試算の内容

(1) 建物被害に係る想定結果

建物棟数（平成24.1.1現在）（単位：棟）

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約400	約400	約400
	半壊	約4,000	約4,000	約4,000
液状化	全壊	約100	約100	約100
	半壊	約300	約300	約300
人口造成地	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
津波	全壊	約500	約500	約500
	半壊	約800	約800	約800
山・崖崩れ	全壊	約30	約30	約30
	半壊	約80	約80	約80
火災	焼失	—	—	約10
建物棟数(平成24.4.1現在)			44,222	44,222
建物被害総数	全壊及び焼失	約1,100	約1,100	約1,100
	半壊	約5,200	約5,200	約5,200
建物被害率	全壊及び焼失	約2.5%	約2.5%	約2.5%
	半壊	約11.8%	約11.8%	約11.8%

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

(2) 人的被害に係る想定結果

死者が最大となる冬・深夜のケースと負傷者が最大となる夏・昼のケースを取りまとめた。

なお、津波避難ビルの効果及び海水浴客被害は考慮していない。

(単位：人)

項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼
建 物 倒 壊	死 者 数	約 1 0	—
	重 傷 者 数	約 4 0	約 8 0
	軽 傷 者 数	約 7 0 0	約 6 0 0
津 波	死 者 数	約 1, 4 0 0	約 8 0 0
	重 傷 者 数	約 1 0 0	約 1 0 0
	軽 傷 者 数	約 2 0 0	約 2 0 0
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	—	—
	重 傷 者 数	—	—
	軽 傷 者 数	—	—
火 災	死 者 数	—	—
	重 傷 者 数	—	—
	軽 傷 者 数	—	—
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—
	重 傷 者 数	—	—
	軽 傷 者 数	—	—
死 傷 者 数 合 計	死 者 数	約 1, 4 0 0	約 8 0 0
	重 傷 者 数	約 2 0 0	約 2 0 0
	軽 傷 者 数	約 9 0 0	約 8 0 0

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震の危険度の試算

危険度試算作成の主旨

相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震（元禄型関東地震）によって、市内各地区でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に把握し、予想される地震被害を最小限にとどめる合理的な防災対策の推進に資するものとする。

試算の内容

(1) 建物被害に係る想定結果

建物棟数（平成 24. 1. 1 現在）（単位：棟）

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約 2, 500	約 2, 500	約 2, 500
	半壊	約 8, 800	約 8, 800	約 8, 700
液状化	全壊	約 200	約 200	約 200
	半壊	約 300	約 300	約 300
人口造成地	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
津波	全壊	約 1, 000	約 1, 000	約 1, 000
	半壊	約 1, 000	約 1, 000	約 900
山・崖崩れ	全壊	約 50	約 50	約 50
	半壊	約 100	約 100	約 100
火災	焼失	約 10	約 10	約 300
建物棟数(平成 24. 4. 1 現在)		44, 222	44, 222	44, 222
建物被害総数	全壊及び焼失	約 3, 700	約 3, 700	約 4, 000
	半壊	約 10, 000	約 10, 000	約 10, 000
建物被害率	全壊及び焼失	約 8. 4%	約 8. 4%	約 9. 0%
	半壊	約 22. 6%	約 22. 6%	約 22. 6%

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

(2) 人的被害に係る想定結果

死者が最大となる冬・深夜のケースと負傷者が最大となる夏・昼のケースを取りまとめた。

なお、津波避難ビルの効果及び海水浴客被害は考慮していない。

(単位：人)

項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼
建 物 倒 壊	死 者 数	約 3 0	約 1 0
	重 傷 者 数	約 2 0 0	約 3 0 0
	軽 傷 者 数	約 1, 6 0 0	約 1, 2 0 0
津 波	死 者 数	約 2, 8 0 0	約 1, 7 0 0
	重 傷 者 数	約 1 0 0	約 9 0
	軽 傷 者 数	約 2 0 0	約 2 0 0
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	—	—
	重 傷 者 数	—	—
	軽 傷 者 数	—	—
火 災	死 者 数	—	—
	重 傷 者 数	—	—
	軽 傷 者 数	—	—
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—
	重 傷 者 数	—	—
	軽 傷 者 数	—	—
死 傷 者 数 合 計	死 者 数	約 2, 8 0 0	約 1, 7 0 0
	重 傷 者 数	約 3 0 0	約 4 0 0
	軽 傷 者 数	約 1, 8 0 0	約 1, 4 0 0

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

計画作成の主旨

市及び防災関係機関が、南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

計画の内容

市、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設管理者及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれ実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

なお、本章に定めのない事項については、共通対策編 第1章総論 第3節「防災上重要な関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

1 市

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 市民の地震対策の促進
- (3) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (4) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報に関する情報の収集、伝達及び広報
- (5) 南海トラフ地震臨時情報発表時における市有施設及び設備の整備又は点検

2 静岡県

- (1) 静岡県地域防災計画に掲げられている所掌事務
- (2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務の実施についての総合調整

3 静岡県警察（伊東警察署）

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の受理及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報等の広報

4 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

ア 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）

- (ア) 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報伝達、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
- (イ) 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報伝達
- (ウ) 海難等の海上における災害に係る救助救出活動
- (エ) 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置

イ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- (ア) 県知事に対し速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと
- (イ) 気象庁が発表する緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
- (ウ) 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守
- (エ) 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力

(2) 指定公共機関

ア 東日本旅客鉄道株式会社

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達
- (イ) 列車の運転規制措置
- (ウ) 旅客の避難、救護
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- (オ) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配

イ 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報発表時における重要通信の確保
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及びにおける通信疎通状況等の広報

- ウ 日本放送協会静岡放送局（伊東支局）
 - (ア) 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
 - (イ) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること
 - (ウ) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
- エ 東京電力パワーグリッド株式会社
 - 南海トラフ地震臨時情報発表時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
- (3) 指定地方公共機関
 - ア 伊東瓦斯株式会社
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保
 - (イ) 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
 - イ 伊豆急行株式会社
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達
 - (イ) 列車の運転規制の措置
 - (ウ) 旅客の避難救護対策
 - (エ) 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - (オ) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - ウ 一般社団法人静岡県LPガス協会伊東地区会
 - 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - エ 株式会社富士急マリリゾート、東海汽船株式会社
 - 災害時における緊急海上輸送の確保
 - オ 東海自動車株式会社
 - 災害時における緊急陸上輸送の確保
- (4) 公共的団体及び防災上重要な施設管理者
 - 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。
 - ア 伊東商工会議所
 - (ア) 市が行う商工業関係の被害調査についての協力
 - (イ) 災害時における物価安定についての協力
 - (ウ) 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力
 - イ ふじ伊豆農業協同組合（あいら伊豆地区）
 - (ア) 農林水産物の被害調査についての協力
 - (イ) 災害時における農産物の確保
 - (ウ) 農林水産物等の災害応急対策についての指導
 - ウ 伊東市富戸吉田土地改良区
 - (ア) 災害予防のため所管施設の耐震性を確保
 - (イ) 南海トラフ地震臨時情報発表時
 - 関係機関等に対する用水状況の情報提供
 - (ウ) 応急・復旧
 - あ 関係機関との連携による応急対策の実施
 - い 所管施設の緊急点検
 - う 農業用水及び非常用水の確保
 - エ 伊東建設関連業者連絡協議会
 - 災害時における応急復旧対策についての協力
 - オ 防災上重要な施設の管理者
 - (ア) 所管に係る施設についての防火管理

- (イ) 防災に関する保安措置、応急措置の実施
- (ウ) 当該施設に係る災害復旧
- (5) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者
 - ア 地震防災訓練
 - イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
 - ウ 従業員等に対する防災教育及び広報
 - エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
 - オ 防災組織の整備
 - カ 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達
 - キ 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
 - ク 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
 - ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
 - コ 上記のほか、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。
 - (ア) 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
 - (イ) 津波警報等の収集及び伝達
 - (ウ) 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

第 2 編 平常時対策

第2編 平常時対策

地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1章 防災思想の普及

(共通対策編 第2章災害予防計画 第9節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第2章 自主防災活動

(共通対策編 第2章災害予防計画 第13節「自主防災組織の育成」及び第14節「事業所等の防災活動」に準ずる。)

第3章 地震防災訓練の実施

計画作成の主旨

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。市民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県、地区等で実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

計画の内容

1 市

市は、国、県、他市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。

訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合それぞれ各種の時間帯を想定して実施するほか、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容を高度化し、初動体制、情報収集・伝達体制の充実等により実効性のあがる訓練を行うものとする。

訓練にあたっては、要配慮者の避難誘導等、救出、救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

また随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

(1) 総合防災訓練

南海トラフ地震臨時情報発表、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策、又は突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応について、次の事項に重点をおいて行う。

なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。この場合は、国、県、市の防災関係機関、自主防災組織、事業所等全市民の協力により合同で実施する。

ア 職員の動員

イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達

ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報活動並びに避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定

エ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

オ 食料、飲料水、医療、その他の救援活動

カ 消防・水防活動

キ 救出救助活動

ク 避難生活

ケ 道路啓開

コ 応急復旧活動

サ 津波避難

(2) 地域防災訓練

1 2月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に津波避難や要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

(3) 情報の収集伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時は、情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、県、防災関係機関と協力して実施する。

訓練に当たっては、電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。

(4) 職員の動員訓練

災害発生時の初動体制の確立を図るために、交通機関又は自動車等の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外を条件に訓練を実施する。

(5) 訓練の実施回数

総合防災訓練は、年1回以上実施する。

その他地震防災訓練は、年1回以上実施する。

(6) 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を周知し、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

2 学校教育機関（幼稚園、小学校、中学校）の実施

授業中、休憩中、放課後、登下校時等の時間を想定し、生徒等の安全確保を図るため次の項目について訓練を行う。

(1) 情報の収集伝達、確認、報告及び広報活動

(2) 避難誘導

(3) 火気の安全管理等災害発生防止措置

(4) 初期消火活動

(5) 負傷者等の救出、応急救護

(6) 集団下校及び保護者への引き渡し方法

全校単位の訓練は各学期に1回以上実施し、PTAとの合同訓練を計画するほか、総合防災訓練、地域防災訓練にも積極的に参加する。

3 防災関係機関等

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画に基づき訓練を行う。

その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達

イ 列車の運行規制及び運転再開方法

ウ 旅客の避難誘導

(2) 西日本電信電話株式会社(沼津支店)、株式会社NTTドコモ東海支社

ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達

イ 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策

ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策

(3) 東京電力パワーグリッド株式会社

ア 情報伝達、災害復旧資機材の整備点検及び復旧

イ 地震防災応急対策

ウ 災害復旧

(4) 伊東瓦斯株式会社

- ア ガス供給停止等非常態勢の確立
- イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検
- ウ 安全について供給世帯等に対する広報
- (5) 伊豆急行株式会社
 - ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達
 - イ 列車の運行規制及び運転再開方法
 - ウ 乗客の避難誘導
- (6) 東海自動車株式会社
 - ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達
 - イ 乗客に対する広報
 - ウ 防災施設、資機材の点検
- (7) 株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東株式会社
 - ア 組織動員
 - イ 情報連絡
 - ウ 視聴者対応等
- (8) 株式会社富士急マリンリゾート、東海汽船株式会社
 - ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達
 - イ 船舶の運航規制及び運航の再開
 - ウ 旅客の避難誘導
- 4 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者
 - (1) 情報の収集及び伝達
 - (2) 避難誘導
 - (3) 火災予防措置及び施設設備等の点検
 - (4) その他施設、事業の特性に応じた事項

第4章 地震災害予防対策の推進

計画作成の主旨

地震災害対策の検討に当たり、科学的な知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。また、地震による火災の発生や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

市は、国の地震防災戦略及び県の「地震対策アクションプログラム」を踏まえ、地域目標の策定を行い、その目標等に基づき対策を推進するよう努める。

計画等の内容

- 1 業務継続計画（BCP）の作成

業務継続性を図ることができるよう業務継続計画（BCP）の策定に努め、訓練等を通じた経験の累積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改定などに努める。
- 2 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努める。
- 3 消防用施設の整備

市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

 - (1) 消防団による避難誘導のための拠点施設
 - (2) 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
 - (3) 消防本部または消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの。
 - (4) 消防の用に供する自家発電設備または自家給油設備

- (5) 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機または資機材
- (6) 消防救急デジタル無線または高機能指令センター
- (7) その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

4 火災の予防対策

市は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。

また、津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

- (1) 危険物施設、少量危険物取扱所
県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
- (2) 高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設
高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。
特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止装置の実施を徹底する。
- (3) プロパンガス消費設備
プロパンガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。
- (4) 都市ガスの安全対策
雑居ビル、建築物の地下階、地下街等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。
- (5) 研究室、実験室等薬品類を保有する施設
次のような混合発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。
 - ア 可燃物と酸化剤の接触による発火
 - イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
 - ウ 金属粉、カーバイド、その他浸水による発火
- (6) 不特定多数の者が出入りする施設
スーパー、旅館・ホテル等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について、特に指導を強化する。
- (7) 石油ストーブ
対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
- (8) 家庭用小型燃料タンク
燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- (9) その他の出火危険物
アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

5 建築物等の耐震対策

- (1) 建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。
 - ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。
 - イ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。
- (2) 市は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。
 - ア 市民向けに「建築相談」を実施し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。
 - イ 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。
 - ウ 建築主、建築設計者等への下記についての啓発
 - (ア) 新築建築物
「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」、「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底
 - (イ) 既存建築物

「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強

(ウ) 建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

エ 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

(3) 公共建築物の耐震性能の公表

市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

(4) コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータシステムについて、「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」(平成元年4月自治省)などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施について啓発を行う。

(5) 家具等の転倒防止

市は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のための家具の転倒防止について、市民に対する啓発指導に努める。また、事務所などのスチール製の書棚、ロッカー等についても「事務所などの鋼製家具とガラスの地震対策」により安全対策等の実施を指導する。

(6) ブロック塀等の倒壊防止

ア 市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。

イ 市は、民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。

(7) ガラスの飛散防止

市は県が定める「ガラス類等安全対策指針」により、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。

(8) 住宅の耐震化促進支援

ア 昭和56年5月以前に建築した木造住宅の耐震性の向上を図るため、木造住宅耐震補強助成制度の活用を促進する。

イ 住宅の新築増改築等(補強を含む)により、その耐震化を促進するため、住宅金融公庫融資の利用について適切な啓発指導を行うとともに、さらに耐震性の向上を図るため静岡県個人住宅建設資金の活用を促進する。

(9) 耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

(10) 供給ライフラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点分散等による代替性の確保を進めるものとする。災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

(11) 拠点施設の整備

市は、災害時の地域における拠点となる施設の整備に努めるものとする。

6 被災建築物等に対する安全対策

- (1) 市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、市民に対する啓発を行う。
- (2) 震災建築物の被災度区分判定復旧技術者が積極的に活用されるよう、市民に対する啓発を行う。

7 地盤災害の予防対策

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

- (1) 山・がけ崩れ防止対策の推進
山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表により、当該地域の危険性を広報する。
- (2) 軟弱地盤対策の推進
軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。
- (3) 液状化対策の推進
液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成、公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
- (4) 大規模盛土造成地対策の推進
地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努める。

8 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。

また、市は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	措 置 等
横断歩道橋	耐震診断等を行い落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識・交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード バス停上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者はこれらの対策・措置に努める。
看板、広告物	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。

ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路に通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木・煙突	倒壊等の恐れのあるもの、不要なものは除去に努める。

9 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

ア 要避難地区の指定

市長は、第4次地震被害想定等による地震災害の危険度から判断して山・がけ崩れ及び延焼火災の発生危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

イ 避難対象地区の指定

市長は、避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

ウ 避難場所、避難路の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難場所、避難路等の指定を行う。

(ア) 避難対象地区の住民の避難のため、避難場所を指定する。

(イ) 延焼火災発生時における避難のため、広域避難場所、避難路を指定する。

また、必要に応じ一次避難場所を指定する。

エ 避難所の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

ア 要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難場所、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、「要配慮者一人ひとりに対する避難支援計画」（以下「個別計画」という。）を作成するなど平常時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

イ 要避難地区については次の予防措置を講ずる。

(ア) 県と協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例、現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

(イ) 地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。

(ウ) 当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難場所へ避難する等、地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

10 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速、的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

(1) 市が実施すべき事項

ア 自主防災組織、事業所等及び住民に対する、地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発

- イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進
- ウ 救出技術の教育、救出活動の指導
- エ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

- ア 救出技術、救出活動の習得
- イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施
- ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

1 1 要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人、観光客等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編 第2章災害予防計画 第17節「要配慮者支援計画」に準ずる。

1 2 生活の確保

地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

ア 市

- (ア) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- (イ) 緊急物資流通在庫調査の実施
- (ウ) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄
- (エ) 緊急物資調達及び配分計画の策定（大量調達が可能であり、市内流通の混乱の比較的少ない製造業者、卸売業者、大型店を中心に調達に関する協定を締結する。）
- (オ) 緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討
- (カ) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導
- (キ) 給食計画の策定

イ 市民

- (ア) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (イ) 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備
- (ウ) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
- (エ) 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水の確保

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 復旧資材の備蓄を行う。
- (イ) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応援給水計画を作成する。
- (ウ) 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。
- (エ) 工事業者等との協力体制を確立する。

イ 市民が実施すべき事項

- (ア) 家庭における貯水（飲料水）
 - あ 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。
 - い 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - う 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。
- (イ) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - あ 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。
 - い 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

(3) 医療救護

ア 市が実施すべき事項

(ア) 直接地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力のもと、医療救護活動を実施する。

(イ) 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。

(ウ) 医療救護用の資機材の備蓄及び調達計画を作成する。

(エ) 救護班（DMA T等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。

(オ) 家庭救護の普及を図る。

イ 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

(ア) 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。

(イ) 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。

ウ 市民が実施すべき事項

(ア) 軽度の傷病については、自分の手当を行える程度の医薬品を準備する。

(イ) 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。

(ウ) 献血予約登録及び供血に協力する。

(4) 防疫及び保健衛生活動

ア 市が実施すべき事項

(ア) し尿処理及び防疫実施計画を作成する。

(イ) し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。

(ウ) 防疫用薬品の調達計画を作成する。

(エ) 市民が行う防疫及び保健活動の指導をする。

(オ) 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

(5) 清掃活動

ア 市が実施すべき事項

県が定める「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に基づき次の事項を実施する。

(ア) 被害想定に基づき災害廃棄物処理計画を定める。

(イ) 市民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理するうえでの役割分担を明示し協力を求める。

(6) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

ア 通信機材

イ 放送設備

ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）

エ 炊き出しに必要な機材及び燃料

オ 給水用機材

カ 救護所及び医療資機材

キ 物資の集積所

ク 仮設の小屋又はテント

ケ 仮設トイレ、ポータブルトイレ及び携帯トイレ

コ 防疫用資機材

サ 清掃用資機材

シ 工具類

(7) 救援・救護のための標示

ア 地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小中学校等の公共施設及び指定した病院の屋上に番号を標示する。

イ 孤立する恐れがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。

(8) 応急住宅

ア 市は、災害に対する安全性を配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を配備する。

イ 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時において迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

1.3 緊急輸送活動体制の整備

(1) 道路管理者及び港湾管理者は、発災後の道路及び港湾の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

(2) 災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性及び信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

1.4 災害廃棄物、がれき、残骸物の処理体制の整備

県が定める「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき次の事項を実施する。

(1) 災害廃棄物処理計画を定める。

(2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

1.5 公共土木施設等の応急復旧

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

1.6 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。

1.7 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

1.8 文化財等の耐震対策

文化財の地震対策は、文化財ごとに建造物の管理状況、特に危険な建物等の実態を把握し、防災施設の点検、耐震性の向上等、常に安全確保に留意し、可能な修理補強等として次の対策を講ずる。

(1) 文化財等の耐震措置の実施

(2) 安全な公開方法、避難方法の設定

(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備

(4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備

(5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備

(6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

また、史跡、名勝等については崩壊倒木等の危険箇所の整備を促進し、安全を確保する。市内文化財の実態を把握するとともに、防災対策について文化財所有者、管理者に対し、防災施設の点検や可能な修理補強等を指導し、安全の確保と文化財に対する防災意識の啓発を図る。

第5章 要配慮者の安全対策

計画作成の主旨

地震災害時における高齢者、障がいのある人、乳幼児、傷病者、外国人、観光客等の弱い立場におかれるいわゆる要配慮者等の安全確保体制を確立するための対策を定める。

1 社会福祉施設等入所者の対策

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設入所者について、平常時からその実態を把握するとともに、緊急時に保護、移送の体制を整えておくものとする。

2 在宅要配慮者の対策

自主防災組織等は、独居高齢者など在宅要配慮者などについて、平常時からその実態を把握し個別計画や要配慮者台帳等の作成など災害発生時の対応を考慮しておくものとする。

3 観光客への対策

宿泊施設、観光施設等は自主防災組織等と協力して、災害発生時に備え避難場所、経路等の表示や避難誘導などの体制を整えておくものとする。

4 外国人への対策

本市における外国人の就業・居住実態を把握するとともに、災害発生時に備え、避難場所、避難経路等の表示、防災知識の普及、防災意識の啓発などを行うものとする。

第 3 編 地震防災施設緊急整備計画

第3編 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

- 1 多数の人的被害が発生する恐れのある地域における被害要因を予め除去又は軽減する事業。
- 2 地震発生後の被災住民等の最低生活を確保するための事業。
- 3 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保する事業。

第1章 防災業務施設の整備

1 消防用施設の整備

(1) 地震の発生時に予想される火災から人命・財産の保護をするとともに、被害を最小限に止めるため、消防水利の充実、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプの配備等、消防用施設を整備し、消防力の強化を図る。

(2) 整備の水準

ア 消防水利施設の整備（耐震性貯水槽）は、消防水利の基準充足を重点に60m³型貯水槽の新設をはじめ、消火栓設備の推進等、大規模火災に対応できる施設の充実を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの整備は、60m³型貯水槽の新設に併せ配置する等、自主防災組織を含め消火活動資機材として整備する。

(3) 事業総括表

事業名	事業概要	備考
耐震火災対策施設整備事業	消防水利整備事業耐震性貯水槽	
	100m ³ 型	49基
	60m ³ 型	7基
	40m ³ 型	27基
	可搬式小型動力ポンプ整備事業	
B2級	4台	
C1級	78台	

第2章 無線通信施設等の整備

1 事業の目的

地震発生時には、電話のふくそう、途絶が予想される。このため防災関係機関の情報収集、伝達を円滑に実施するため、同報無線のデジタル化など、必要な無線通信施設を整備するとともに、同報無線、J-ALERT、緊急速報メール（エリアメール）、FMコミュニティラジオ、地域衛星通信ネットワーク、市防災行政無線等を相互に接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

2 整備の計画

市民に対して的確な情報を迅速に伝達するため、市全域に同報無線をデジタル化するとともに、市（警戒、災害対策）本部、消防署等の防災関係機関との情報連絡を強化するため無線通信施設等を整備する。

3 事業総括表

		全体計画	令和3年度 までの整備状況
同報無線	固定局（親局）	1	1
	中継局	1	1
	屋外子局	150	148
	戸別受信機	未定	30
行政無線	基地局（親局）	1	1
	中継局	1	1
	陸上移動局	82	82
デジタル防災行政無線	半固定局（親局）	1	1
	半固定局	18	18
	移動局・携帯型	26	26
デジタル簡易無線		138	138

※地域防災無線については、平成25年度から県と共同運用する。

第3章 避難場所、避難路の整備

1 避難場所の整備

(1) 事業の目的

広域避難場所、避難場所について、受入能力の増強等とともに避難危険の阻害要因の解消を図る。

(2) 整備の計画

地震災害時の避難場所として、市内の各小中学校を指定・整備し、避難者数、避難距離等を考慮した配置を目指す。

2 避難路の整備

(1) 事業の目的

避難路について、安全の確保等避難の円滑化を図れるよう整備を図る。

(2) 整備の計画

道路の新設改良、老朽橋の架け替え等、避難が円滑に行えるよう整備を進める。

第4章 緊急輸送路の整備

1 道路の整備

(1) 事業の目的

1次緊急輸送路（一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）2次緊急輸送路（1次緊急輸送路と重要な指定拠点を連絡する道路）及び3次緊急輸送路（1次または2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。

(2) 整備の計画

緊急輸送路について、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所、急傾斜地、トンネル等で大規模地震により、大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良・整備を行う。

また、発災後の輸送路を確保するために最低限必要とする応急復旧工事を行う。

2 港湾・漁港の整備

(1) 事業の目的

人員、救援物資、復旧用資機材等の輸送の機能を果たすために、港湾の岸壁整備を促進するとともに漁港の整備を図り、海路による救援活動等に備える。

(2) 整備の計画

海路による救援活動を行うために、必要な漁港の整備を国、県に対し要望するとともに漁港の整備を図る。

3 ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に活用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

第5章 防災上重要な建物の整備

1 医療救護施設の整備

(1) 事業の目的

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために、必要な病院施設の耐震化を促進する。なお、公的医療機関の事業について整備の促進を図る。

(2) 整備の水準

救護所・救護病院及び広域救護所等を有機的に結びつけ、医療救護活動を迅速、的確に実施できるようにする。特に医療救護活動の拠点となる救護所等については、調査を実施し、必要に応じ改築を行う。

2 社会福祉施設の整備

(1) 事業の目的

社会福祉施設の入所者等で自力による避難が困難な者を地震災害から守るため、施設の耐震診断を実施し、整備を図る。

(2) 整備の計画

福祉施設の耐震診断の結果により改築補強を行う。

(3) 事業総括表

事業区分	事業概要	備考
鉄筋建物の改築	鉄筋建物のうち、耐震不適格建物の改築	
鉄筋建物の補強	鉄筋建物の耐震補強	

3 学校施設の整備

(1) 事業の目的

児童、生徒の生命の安全を図るとともに、施設の整備を図る。

(2) 整備の計画

学校施設の耐震診断等の結果に基づき改築、補強を行う。

4 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

第6章 災害防止事業

1 山・がけ崩れ、地すべり等の防止

(1) 事業の目的

地震に伴う山・がけ崩れ等による災害から住民の生命・財産を保護するために、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)並びに保安林又は保安施設の指定を受け、防災施設の整備を図る。

(2) 整備の計画

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域のうち、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想される地域について、防災施設の整備を行い、地震時における災害の発生を抑止を図る。

2 津波災害の防止

(1) 事業の目的

地震に伴う津波による災害から住民の生命・財産を保護するために、津波により著しい被害が生じるおそれのある区域に防災施設の整備を行い、津波による災害の発生

の抑止を図る。

(2) 整備の計画

津波により著しい被害が生じるおそれのある区域のうち、人家に大きな被害が予想される地域に、護岸等の防災施設の整備を行い、津波による災害の発生を抑止を図る。

(3) 事業総括表

事業名	全体計画	令和3年度までの整備状況
海岸環境整備事業 (宇佐美漁港海岸)	海岸線の防護延長 520m	海岸線の防護延長 520m
	護岸の延長 614m	護岸の延長 614m
	護岸高 DL+6.0m	護岸高 DL+6.0m

第7章 水道施設等の整備

1 水道施設の整備

(1) 事業の目的

水道施設の被害を防止するとともに発災後速やかに応急給水を実施するため、水道施設等の点検整備及び安全対策を図る。

(2) 整備の計画

応急給水に必要な水源を確保するために配水池等の整備を促進し、応急給水用資材の確認に努めるとともに、取水、配水等の基幹施設の耐震化を促進する。

(3) 事業総括表

	全体計画	令和3年度までの整備状況
非常用給水 施設整備	配水池	
	緊急遮断弁取付 46カ所	緊急遮断弁取付 28ヶ所
	感震機無停電装置 46カ所	感震機無停電装置 28ヶ所

2 地域防災活動の推進

(1) 事業の目的

市が避難場所等で実施する防災活動及び地域の自主防災活動を円滑に実施するために必要な設備及び資機材の整備の促進を図る。

(2) 整備の計画

自主防災組織が初期消火、救護等の活動ができるよう必要な資機材、倉庫を整備する。また、避難場所における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材用倉庫、井戸等を整備する。

(3) 事業総括表

事業区分	事業概要	備考
コミュニティ防災センター 整備事業	食料、防災用資機材	5カ所
自主防災組織整備事業	倉庫、消火器具、救出用具等	169組織

第8章 市有施設等の整備

1 市有施設等の整備

(1) 事業の目的

市庁舎をはじめ、その他市有施設が防災拠点あるいは避難拠点として必要な機能を確保するため、耐震診断による改築、補強等、施設設備の整備の促進を図る。

(2) 整備の計画

市有施設の耐震診断に基づく補強等を実施するとともに、ガラス飛散防止、ロッカー等の転倒防止策を講じ、安全性の向上を図る。

また、その他の市有施設においても防災用設備、機材等の推進をする。

第4編

南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応

第4編 南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応

南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応について

南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応の概要について定める。

南海トラフ地震においては、津波避難困難地域は存在しないため、事前避難対象地域の設定は行わないこととする。

第1章 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の市が実施する防災対応等について

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時
事前配備体制（情報収集体制）
各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時
 - (1) 第1次配備態勢
 - ア 上記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。
 - イ 情報の伝達及び「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載している(イ)から(カ)の措置について、速やかに対応できるよう準備、検討等を開始する。
 - ウ 本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時
 - (1) 第2次配備態勢
 - ア 全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。
 - イ 地震災害警戒本部と同等の体制により、必要な対応について検討を行う。その他に次の措置を講ずる。
 - (ア) 情報の伝達
 - (イ) 必要な事業を継続するための措置
 - (ウ) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置
 - (エ) 施設、設備等の点検
 - (オ) 地震に備えて普段以上に警戒する措置
 - (カ) 防災対応実施要員の確保
 - (キ) 職員等の安全確保
 - ウ 本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。また、地域住民に対して日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

第3章 市が管理等を行う施設等に関する対策

- 1 防災上重要な施設に対する措置
防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区分	内容
漁港施設等	海上交通の安全を確保するために、在籍船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

ため池及び用水路	ため池及び農業用用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地	土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集及び伝達のための関係機関との連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強及び落下防止等の保全措置を講ずる。
市役所、各コミュニティセンター及び生涯学習センター、その他災害応急対策上必要な施設	非常用発電機の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防止対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区分	内容
各施設が共通して定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設、設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院 <ul style="list-style-type: none"> ア 耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 イ 入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ウ 入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 エ 入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。
	学校 <p>避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。</p>
	社会福祉施設 <p>情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。</p>

第4章 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等の斡旋、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第 5 編 災害応急対策

第5編 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所並びに市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震等が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような停電や断水の発生、防災拠点の被災、行政機関の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1章 市及び防災関係機関の活動

計画作成の主旨

地震災害発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

計画の内容

1 伊東市災害対策本部

(1) 設置

- ア 市長は、地震災害が発生し又は地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、伊東市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- イ 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

(2) 組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び運営は、地域防災計画共通対策編の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

- ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- イ 災害応急対策の実施及び民心の安定上必要な広報
- ウ 消防その他の応急措置
- エ 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に基づく応援部隊等の受入
- オ 被災者の救助、救護その他の保護
- カ 施設及び設備の応急復旧
- キ 清掃、防疫その他の保健衛生
- ク 避難指示又は警戒区域の設定
- ケ 緊急輸送の実施
- コ 食料、生活必需品等の確保、配給及び飲料水の供給
- サ 県への報告、要請等県との災害応急対策の連携
- シ 自主防災組織との連携及び指導
- ス ボランティアの受入れ

(3) 消防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

ア 消防本部

- (ア) 被害状況等の情報の収集及び伝達
- (イ) 消火活動、水防活動、救助活動等
- (ウ) 地域住民への避難指示の伝達
- (エ) 火災予防の広報
- (オ) 自主防災組織等の防災活動に対する指導伝達

イ 消防団

- (ア) 被害状況等の情報の収集及び伝達
- (イ) 消火活動、水防活動、緊急救助活動等
- (ウ) 一次避難場所の安全確保及び避難路の確保
- (エ) 地域住民等の避難場所等への誘導

(オ) 危険区域からの避難確認パトロール

(カ) 自主防災組織との連携、指導、応援

(4) 職員動員（配備）計画

職員の動員は、地域防災計画共通対策編の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

ア 初動基準

(ア) 震度4 事前配備態勢（本部員、本部連絡員、本部班員、消防職員）

(イ) 震度5弱以上 第1次配備態勢（状況により第2次又は第3次配備態勢とする。）

イ 災害対策本部の各部長及び班長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。

ウ 災害対策本部の各班に所属又はあらかじめ定められた職員は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。

エ 上記以外の職員は、災害対策本部が設置されたときは、所属長にあらかじめ指示された場所において、所属長の指揮の下に災害応急対策に当たる。

ただし、指示された場所に到達することが困難な場合は、到達可能となるまでの間、次の順で対処する。

(ア) 最寄りの自主防災組織が行う応急対策の応援

(イ) 最寄りの避難場所派遣職員の応援

オ 職員班長は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。

(5) 前進基地

ア 本部長は、市域の一部地域に著しい被害が発生し、その地域の災害応急対策を総合的かつ迅速、的確に実施する必要があるときは、災害対策本部前進基地（以下「前進基地」という。）を設置することができる。

イ 前進基地に基地本部長を置くものとし、本部長がその都度命ずる。

2 防災関係機関

（共通対策編 第1章総論 第3節「防災上重要な関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

第2章 情報活動

（共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。）

第3章 広報活動

（共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。）

第4章 緊急輸送活動

（共通対策編 第3章災害応急対策計画 第20節「輸送計画」に準ずる。）

第5章 広域応援活動

（共通対策編 第3章災害応急対策計画 第3節「応援・受援・動員計画」に準ずる。）

第6章 災害の拡大及び二次災害防止活動

計画作成の主旨

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、自主防災組織並びに市民等が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害に備え、二次被害防止対策を講じるものとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次被害防止に十分留意するものとする。

計画の内容

1 消防活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第24節「消防計画」に準ずる。)

2 水防活動

(静岡県水防計画書及び伊東市水防計画書の定めるところによる。)

3 人命の救出活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。)

4 被災建築物等に対する安全対策

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

第7章 避難活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。)

第8章 社会秩序を維持する活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第19節「社会秩序維持計画」に準ずる。)

第9章 交通の確保対策

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第21節「交通応急対策計画」に準ずる。)

第10章 地域への救援活動

計画作成の主旨

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水、生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について実施する対策を示す。

計画の内容

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第10節「食料供給計画」及び第11節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

2 給水活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第12節「給水計画」に準ずる。)

3 燃料の確保

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第11節「衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

4 医療救護活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第14節「医療助産計画」に準ずる。)

5 し尿処理

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

6 廃棄物(生活系)処理

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

7 災害廃棄物

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

8 防疫活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第15節「防疫計画」に準ずる。)

9 遺体(行方不明者)の搜索及び措置

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第17節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる。)

10 応急住宅の確保

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

11 ボランティア活動への支援

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第26節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。)

第11章 学校における災害応急対策及び応急教育

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第22節「応急教育計画」に準ずる。)

第12章 被災者の生活再建等への支援

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第23節「社会福祉計画」に準ずる。)

第13章 市有施設及び設備等の対策

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第33節「市有施設及び設備等の対策計画」に準ずる。)

第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

計画作成の主旨

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

1 水道

- (1) 災害の発生状況に応じて送水を停止する等必要な措置を講ずる。
- (2) 緊急遮断弁(230ガルで作動)の作動が大川浄水場に通報された場合は、直ちに消防署に連絡するものとする。
- (3) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- (4) 配管の仮設等による応急給水に努める。
- (5) 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

2 電力(東京電力パワーグリッド株式会社)

- (1) 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。
- (2) 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。
- (3) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (4) 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

3 ガス(伊東瓦斯株式会社、LPガス協会伊東地区会)

- (1) 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。
- (2) 都市ガス及びプロパンガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (3) 都市ガス及びプロパンガスの施設の安全点検を実施する。
- (4) 都市ガスは、供給の安全が確認された区域から順次供給を開始する。
- (5) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- (6) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

4 通信

(1) 西日本電信電話株式会社(沼津支店)

ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置を講ずる。

(ア) 臨時回線を設定するほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話の設置をする。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロード

- バンド伝言板web171サービスを提供する。
- イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
 - ウ 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- (2) 株式会社NTTドコモ東海支社
- ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
 - (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとるほか、iモード災害伝言板サービスを提供する。
 - イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
 - ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- 5 放送（株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東株式会社、日本放送協会）
- (1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
 - (2) 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
 - (3) 臨時ニュース、特別番組の構成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
- 6 市中金融
- (1) 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
 - (2) 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。
 - (3) 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申し合わせを行い次の措置を講ずる。
 - ア 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等
 - イ 預貯金の便宜払い戻し、預貯金担保貸出しの実行等についての特別取扱い
 - ウ 被災関係手形の支払い呈示期間経過後交換持ち出し、不渡り処分猶予等
- 7 鉄道（東日本旅客鉄道株式会社、伊豆急行株式会社）
- (1) 不通区間が生じた場合は、自動車等による代替輸送の確保に努める。
 - (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
 - (3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- 8 道路
- (1) 道路管理者は、他の道路管理者及びその他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
 - (2) 道路管理者は、他の道路管理者及びその他の関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。
 - (3) 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。
 - (4) 道路管理者は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。
- 9 旅客船（東海汽船株式会社、富士急マリリゾート株式会社）
- (1) 早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。
 - (2) 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき災害応急対策に協力する。

第15章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策計画作成の主旨

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるもののほか、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - 地震及び津波に関する情報収集、伝達
- (3) 出火防止措置、消防用施設等の点検
- (4) その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

- (1) 病院、診療所、百貨店、スーパー等
 - ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - イ 地震及び津波に関する情報並びに避難場所、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。
 - ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
 - 火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し変え作業等の停止、落下・転倒その他の施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
 - ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - イ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。
 - ウ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合又は津波による危険が予想される場合、航行停止、船舶の安全な海域への退避等の必要な措置等に配慮する。
- (4) 学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設
 - 避難場所、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (5) 水道、電気及びガス事業
 - ア 水道（市）
 - 水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
 - イ 電気
 - 火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等の措置についての利用者への広報に配慮する。
 - ウ ガス
 - 火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
- (6) 貯木場

貯木の流出防止措置を講ずる。

(7) 道路

津波による被害が予想される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第 6 編 復旧・復興計画

第6編 復旧・復興計画

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建や都市基盤の復旧・社会経済活動の平等化等を図るため、災害の教訓を生かし新しい理念に基づいた災害に強い都市を再構築し、すべての分野において迅速かつ円滑に復旧・復興を進めるための計画について定める。

第1章 市及び防災関係機関等の活動

計画作成の主旨

復旧・復興計画を策定するための組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

なお、本章に定めのない事項については、共通対策編 第1章総論 第3節「防災上重要な関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

計画の内容

1 伊東市震災復興本部

(1) 設置

ア 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興計画を実施する必要があると認めるときは、伊東市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

イ 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。

ウ 復興本部は伊東市災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、伊東市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

(2) 組織及び所掌事務

復興本部の編成及び運営は、発災後に災害応急対策から復旧・復興対策へ移行するときに制定される伊東市震災復興本部運営要領（以下「復興運営要領」という。）の定めるところによる。

復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ア 伊東市震災復興計画の策定

イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報及び伝達

ウ 県、その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請

エ 静岡県震災復興基金への協力

オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保と相談窓口等の運営

カ 民心安定上必要な広報

キ その他の震災復興対策

(3) 伊東市災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じて、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

(4) 防災会議の開催等

ア 復興本部が設置された場合、必要に応じて防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整を行う。

イ 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。

ウ 防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

(5) 震災復興対策会議

ア 設置

本部長は、復旧・復興計画を協議するため、必要に応じて震災復興対策会議を設置する。

イ 震災復興対策会議の構成及び運営は、復興運営要領の定めるところによる。

(6) 他市等に対する応援要請

本部長は、復旧・復興計画を策定するために必要があると認めるときは、他の首長に対しあらかじめ締結した災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

2 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

- (1) 財務省東海財務局静岡財務事務所
 - ア 被災者の生活再建支援対策等に関する融資・保険金の支払い義務を含む民間金融機関及び保険会社の業務の円滑な遂行を確保するために、必要に応じて適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡及び適切な措置
 - イ 市において国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、市に対する無償貸付の適切な措置
- (2) 厚生労働省静岡労働局(三島労働基準監督署)
 - ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化
 - イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置
- (3) 経済産業省関東経済産業局
 - ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集
 - イ 中小企業の復旧・復興式の融通
 - ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導
- (4) 国土交通省中部地方整備局(沼津河川国道事務所)
 - ア 管轄する基盤施設(河川、道路、港湾など)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。
- (5) 海上保安庁第三管区海上保安本部(下田海上保安部)
 - ア 船舶が輻輳することが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
 - イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導
- (6) 東日本旅客鉄道株式会社
災害の復旧について、応急復旧工事の終了後、速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。
- (7) 西日本電信電話株式会社(沼津支店)、NTTドコモ東海支社
 - ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じて他の基盤施設の管理者とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- (8) 日本放送協会静岡放送局(伊東支局)
 - ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
 - イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
 - ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
 - エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
- (9) 日本通運株式会社(沼津支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
- (10) 東京電力パワーグリッド株式会社
 - ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に

- 判断し、復旧・復興事業を実施する。
- イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
- (11) 伊東瓦斯株式会社
- ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- (12) 伊豆急行株式会社
- ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を行う。
- (13) 株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東株式会社
- ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興に資するための有効適切な関連番組の編成
 - イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
 - ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
 - エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
- (14) 伊東市富戸吉田土地改良区
- ア 管轄する施設(用水路、取水門、頭首工等)が被災した場合には、被害状況と既存施設を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整する。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

第2章 激甚災害の指定

計画作成の主旨

大規模地震災害が発生後、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、県知事に報告を行う。

計画の内容

1 市の実施事項

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、被害状況を調査し県知事に報告する。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部に提出しなければならない。

第3章 震災復興計画の策定

計画作成の主旨

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長

期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、地域全体の合意形成が図られた震災復興計画を策定する。

計画の内容

1 計画策定の体制

- (1) 市長は、必要があると認めたときは副市長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
- (2) 計画策定本部には、関係部局長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長等により構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。
- (3) 市長は、諮問機関として広く市民各層や学識経験者の参画を得て伊東市震災復興計画審議会を設置する。審議会には全体会議と専門部会を設置することができる。
- (4) 市長は、計画策定本部が策定した計画案を速やかに伊東市震災復興計画審議会に諮問する。

2 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

3 計画の基本方針

計画策定に当たっては、伊東市総合計画や都市マスタープラン等との調整を図るものとする。

4 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配付し市民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

5 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4章 復興財源の確保

計画作成の主旨

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

計画の内容

1 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行及び編成方針等を定める。

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額の算定をする。

- ア 復旧・復興事業
- イ 震災復興基金への出損金及び貸付金
- ウ その他

(2) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度の高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき事業と当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速、的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

(1) 国・県への要望

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特別措置及

び宝くじ発行等について被災自治体が連携して国・県へ要望する。

(2) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財源需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じる。

- ア 災害復旧事業債
- イ 歳入欠かん等債
- ウ その他

第5章 震災復興基金の設立

計画作成の主旨

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、必要に応じ震災復興基金を設立する。

- 1 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
- 2 市長は、基金の運用に関して県と所要の調整を図る。

第6章 復旧事業の推進

計画作成の主旨

基盤施設（道路・河川・電気水道用施設などの公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ現実的な復旧計画を策定する。

(1) 被害状況の調査

各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。

(2) 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

(3) 地籍調査の実施

平常時から地籍調査を実施し被災後の円滑な復旧・復興の基礎資料の整備に努める。

2 基盤施設の復旧

各基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

(1) 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

(2) 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第7章 都市・農山漁村の復興

計画作成の主旨

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く、快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに環境に配慮し、高齢者、障がいのある人等にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

計画の内容

1 都市・農山漁村復興計画の策定

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。

(1) 都市・農山漁村復興計画の策定

都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。

2 都市の復興

用途地域内の市街地が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

(1) 被害状況の把握

各機関と協力し、市街地復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 緊急復興地区の指定

県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として指定する。

(3) 「建築基準法」第84条による建築制限の実施

ア 緊急復興地区を対象に、「建築基準法」第84条による建築制限区域を必要に応じ指定する。

イ 必要に応じ建築制限期間を延長する。

(4) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急復興地区を対象に、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、改めて都市計画決定を行う。

(5) 都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

(6) 復興のための都市計画案等の作成及び事業実施

ア 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

(7) 復興まちづくり支援事業の実施

住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動へ支援・助成等を行う。

3 農山漁村の復興（主に用途地域外）

用途地域外の農山漁村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

(1) 被害状況の把握

各機関と協力し、農山漁村復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 復興基本方針等の調整（復興対象地区の指定）

被害状況調査等を基に、緊急に復興が必要とされる区域については、土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用するか、都市計画事業等で復興を行うかとい

- った復興基本方針等について県と連絡調整を行う。
- (3) 地域復興基本計画の作成
県の復興基本方針を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた地域復興基本計画を作成する。
 - (4) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成
被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に、被災市街地復興推進地域の都市計画の作成、決定を行う。
 - (5) 復興のための都市計画案等の作成及び実施
 - ア 実施する事業制度等を検討する。
 - イ 都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業実施する。
 - (6) 地域復興計画案の作成及び実施
土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等の検討を行ない、地域復興計画を作成し実施する。
 - (7) 集落復興支援事業の実施
住民全体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援、助成等を行う。

第8章 被災者の生活再建支援

計画作成の主旨

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

計画の内容

1 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

- (1) 住宅復興計画策定
計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた伊東市住宅復興計画を策定する。なお、県の住宅復興計画を踏まえ、連絡調整を行う。
- (2) 住宅再建支援
被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し必要に応じ利子補給等を実施する。
- (3) 民間賃貸住宅の供給促進
民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し必要に応じ利子補給等を実施する。
- (4) 公的住宅に関する協議
次の事項について県と協議する。
 - ア 災害復興公営住宅の建設に関する役割分担
 - イ 買取り・借上げによる公営住宅の供給に関する役割分担
 - ウ 特定優良賃貸住宅の供給に関する役割分担
- (5) 災害公営住宅等の供給
 - ア 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。
 - イ 買取り・借上げによる災害公営住宅等の供給を推進する。
 - ウ 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
- (6) 住宅に関する情報提供
相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居に関する情報等を提供する。また、地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及に努めるものとする。

2 災害弔慰金等の支給

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の決定及び支給については、「伊東市災害弔慰金の支給等に関する条例」等に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

(1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し次の事項を把握し県に報告する。
また、情報が不足している地域には補足調査を行う。必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。

ア 死亡者数

イ 負傷者数

ウ 全壊・半壊住宅数等

(2) 被災証明の発行

ア 被災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に被災証明を発行する。

イ 被災証明調査窓口が再調査の希望に対応する。

(3) 災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

(4) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

(5) 義援金の募集等

ア 市への義援金を受け付けるために市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に協力する。

(6) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告の期限の延長の適切な措置を行う。

(7) 国・県への要望

国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

4 雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建のため、雇用維持対策の推進を図る。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

(1) 雇用維持の要請

市内の事業主や業界団体等に対し雇用の維持を要請する。

(2) 離職者に生活支援の実施

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。

(3) 再就職の支援制度の周知

離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知及び活用を促す。

ア 職業訓練、能力開発等制度のPR

イ 合同就職説明会の開催

5 要配慮者の支援

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者より困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が、震災から早期に立ち直れるよう精神的支援策を実施する。

(1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア 要配慮者の被災状況及び生活実態

イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(2) 一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

(3) 福祉サービスの拡充

ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の受け入れ施設を対象に支援を行う。

イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

(4) 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。

(5) メンタルヘルスケアの実施

精神相談窓口を開設するとともに、巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

(6) 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保険管理・栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施設策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施設等の情報提供を積極的に行う。

(1) 生活再建支援策等の広報・PRの実施

ラジオ・テレビ等のマスメディアや広報いとう等を用い、次のような生活情報を整理し広報・PRする。

ア 義援金の募集等

イ 各種相談窓口の案内

ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報

エ 公営住宅への入居や在宅再建支援策等に関する情報

オ 被災者(自立)生活再建支援金に関する情報

カ ボランティアに関する情報

キ 雇用に関する情報

ク 融資・助成情報

ケ その他生活情報等

(2) 外国人への広報

外国人を対象とした外国語によるPRを図る。

(3) 県外疎開者への広報・PRの実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外

疎開者に対し震災関連情報を提供する。

7 相談窓口の設置

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

(1) 相談窓口等の開設

ア 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を派遣する。

イ 相談員等の設置に当たり、必要に応じ県に対して相談員の派遣を要請する。

(2) 相談窓口等の業務の遂行

ア 電話や面接等により必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。

イ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

(3) 相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ相談窓口等の役割が終了したと判断される場合は、これを閉鎖する。

第9章 地域経済復興支援

計画の主旨

被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

計画の内容

1 産業復興計画の策定

経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するための、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

産業復興計画の策定

産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(1) 中小企業の被災状況の把握

各機関と協力し中小企業の被災状況調査を行い、県に報告する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を、商工団体・業界団体等を通じ県と連携し周知する。

イ 次の施策を必要に応じ、実施する。

(ア) 相談所の設置

(イ) 電話相談の実施

(ウ) パンフレットの作成・配付

(3) 資金需要の把握

中小企業の被災状況を基に再建資金等の需要を把握する。

(4) 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援等を行う。

(5) 金融面での支援

ア 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。

イ 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。

(6) 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

(7) 新たな支援制度の検討

被災中小企業の融資に対する利子補給制度や助成制度等の新たな支援制度を検討

する。

(8) 県への要望

「中小企業信用保険法」の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等、県を通じて国に要請する。

3 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

各機関と協力し農林漁業者の被災状況調査を行い、県に報告する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

ア 協同組合等を通じ、支援制度・施策の内容を県と連携し周知する。

イ 次の施策を必要に応じ、実施する。

(ア) 相談所の設置

(イ) 電話相談の実施

(ウ) パンフレットの作成・配付

(3) 天災融資法に関する措置の実施

「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(天災融資法)の地域指定を受けるため、必要な措置を講ずる。

(4) 自作農維持資金に関する事業処理

自作農維持資金に関する事業処理を、迅速、的確に実施する。

(5) 金融面での措置

市独自の災害対策に関する融資制度を積極的に活用する。

(6) 金融機関への協力の要請

資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和・貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を農林漁業金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

(1) イベント・商談会等の実施

地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。

ア イベント、プロジェクトの実施

イ 企業誘致促進のためのセミナー、イベントの開催

ウ 商談会の開催等

(2) 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ県や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。

ア 観光地での復興・誘客イベント等の実施

イ マスコミを活用したPR

ウ 大規模な会議等の誘致等

別紙

東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る
応急対策

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における、市、市民、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などの防災対応を定めており、従前は「地震防災応急対策」として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は、警戒宣言が解除されるまでの間において、市、市民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが、実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市・防災関係機関等は、できる限り市民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発令される時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1章 市及び防災関係機関の活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

計画の内容

1 市

【東海地震注意情報発表時等】

(1) 防災体制の確保

市長は、東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を召集して防災体制を確保し、地震災害警戒本部及び支部の設置準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。

なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を召集し、情報収集・伝達及び連絡態勢を確保させる。

(2) 応急対策の内容

市が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策の主な内容は、次のとおりである。

- ア 東海地震注意情報の市民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有
- イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
- ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備
- エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
- オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
- カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
- キ 物資等の調達協定締結者との連絡態勢の確保
- ク 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡態勢の確保
- ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設

- コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備
- サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携
 - (ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - (イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請する。
 - (ウ) 市民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。
- シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
- (3) 消防機関の措置
 - ア 消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等を実施する。
 - イ 消防団は、団員の連絡態勢の確保
 - ウ 必要に応じて、市民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

- (1) 伊東市地震災害警戒本部の設置
 - 大規模地震対策特別措置法第9条の規定に基づき、警戒宣言が発せられたときは、伊東市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。
- (2) 組織及び所掌事務
 - 警戒本部の組織及び所掌事務は、伊東市地震災害警戒本部条例及び伊東市地震災害警戒本部運営規程の定めるところによるが、その主な概要は次のとおりである。
 - ア 組織
 - 警戒本部に本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。また本部の地区組織として、15の支部を置く。
 - (ア) 本部長
 - 本部長は、市長があたり、警戒本部の事務を総括し職員を指揮監督する。
 - (イ) 副本部長
 - 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
 - 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは別に定めた順位により、その職務を代理する。
 - (ウ) 本部室
 - 本部室は、市庁舎地下1階災害対策本部室に置く。
 - (エ) 本部会議
 - 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
 - 本部長は、地震防災対策について協議するため本部会議を招集する。
 - (オ) 支部
 - 支部は、該当地区に居住する職員を中心に構成する。
 - イ 所掌事務
 - 警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。
 - (ア) 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
 - (イ) 県への要請・報告等県との応急対策活動の推進
 - あ 警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施に関し、職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - い 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、県警察本部等にそれぞれ要請する。
 - う 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
 - (ウ) 避難指示又は警戒区域の設定
 - (エ) 本部職員及び消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
 - (オ) 消防、水防等の応急措置
 - (カ) 避難者等の誘導・救護

- (キ) 緊急輸送の実施
 - (ク) 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入
 - (ケ) 災害発生に備えた食料、医薬品・救助用資機材等の確保準備
 - (コ) 自主防災組織活動の指導、連携
 - (サ) 観光客・外国人等の安全対策
 - (シ) その他地震防災上の措置
- (3) 職員動員（配備）計画
- 職員は、警戒宣言の発令が予測される場合又は警戒宣言が発せられたときは、部長の指揮命令により警戒本部運営規程に基づき、防災応急計画を実施する。

2 消防機関の地震防災応急活動

(1) 消防本部・消防署

- ア 消防機関の動員計画については、伊東市消防地震災害警防計画（以下「地震計画」という。）による。警戒宣言が発令された時は、消防本部、消防署の職員は伊東市消防警防規程（以下「警防規程」という。）の定めるところにより、別命がなくとも直ちに即応態勢を確立するものとする。
- イ 「警戒本部」へ所要の職員を出向させ、無線による交信を開始し、情報伝達を図るものとする。
- ウ 消防機関は、警防規程に基づき指揮本部を設け、消防長はその指揮をとるものとする。
- エ 指揮本部は、消防機能を活用して緊急車両、徒歩により、出火防止等の広報を行い、その万全を期するものとする。
- オ 職員は、地震計画の非常災害出動編成に基づき指定場所へ緊急出動し、指揮本部の指揮下に入るものとする。出動は、原則として徒歩又は自転車、オートバイとする。
- カ 在宅待機中の職員による東海地震予知情報等の収集については、テレビ、ラジオによるものとし、原則として通信指令室への照会、連絡は行わないものとする。
消防機関内の連絡については、消防順次指令装置に組込まれている機関へは原則としてこの装置によって情報伝達を行うものとする。他の機関への伝達は、一般市民と同様に消防署、消防団招集のサイレン及び半鐘とする。
- キ 消防無線を一斉に同時開局し、確実な情報收受と提供により、的確な消防活動態勢の確立を図るものとする。
- ク 消火・救助活動の出動態勢は、「地震計画」によりその確立を図るものとする。
消防資機材の点検整備については、諸資機材が同時に多数必要となるので、点検整備、整理を行う。特に救助、救護の資機材については、十分その予備を配備するものとする。市民に貸出す救助資機材の整備拡充を図る。
- ケ 地域住民への避難指示は、警戒本部の方針に基づき、消防指揮本部の指示により行うものとする。

(2) 消防団

- ア 消防団員は、「警防規程」に定めるとおり、情報を覚知したときは直ちに所属の分団へ出動するとともに、即応態勢を確立するものとする。
- イ 情報の収集と命令の受領については、積極的に指揮本部下に入るとともに緊密な相互の連絡下で行動を開始するものとする。
- ウ 消火態勢については、「警防規程」並びに「地震計画」による。
- エ 「地震計画」に定めるとおり指揮本部の指示により火気の使用制限等の広報を行うものとする。
- オ 消火栓は、発災後使用不能と判断されるので、自然水利の状況把握に併せ、防火水槽の異常の有無についても確認を行うものとする。
- カ 消防団員は、消防機関の中で特に地域住民に密接する等の関係上、あらゆる防災対策活動においても、自主防災組織への指導、援助、協力等を行い、特に避難誘導に際しては、住民保護の立場から安全かつ人命の尊重等の対策を行うものとする。

- (3) 消防機関が地震防災活動を円滑、効果的に実施するための事前計画
警戒宣言発令後における消防機関が行うべき活動が迅速、的確かつ効果的に実施されるよう次の各事項について、事前計画を作成するものとする。
- ア 消防職員、消防団員の出動計画
- (ア) 消防職員の緊急出動態勢は、地震災害に対処するため全職員に非番出動用の防火衣、ヘルメット等の服装で、指定場所への出動又は出動途上における情報収集活動にあたらせる。
 - (イ) 非常招集態勢の確立等初動効果を上げるため、非常災害出動編成を作成するとともに、参集時間を掌握しておくものとする。
 - (ウ) 消防団員の出動は、原則として消防職員に準ずるものであり、会社等に勤務するものにあっても、地震災害等出動には直ちに消防活動に移行出来るよう事前に許可を得ておくものとする。
- イ 人命の損傷、出火危険のある施設の指導と火災防御の指揮
- (ア) 都市ガス関係
消防一斉指令装置等の情報体制が整備されているので、警戒宣言発令等による対策等について指導を行う。
 - (イ) L P G事業所関係
該当する市内事業所については、県L P G協会伊東地区会地区会長に消防一斉指令装置により対策等の指導を行う。
 - (ウ) 危険物製造所等
市内の該当する事業所が危険物安全協会に加入しており、その組織の協力を得て対策等の指導を行う。
 - (エ) スーパー、旅館・ホテル等の不特定多数の者を収容する事業所
「地震防災応急計画」に基づく対策及び訓練等を事前指導し、宿泊施設については伊東温泉旅館ホテル協同組合、寮・保養所組合等の組織を活用して対策等の指示を行う。
- ウ 延焼火災防御態勢の確立
- (ア) 市街の街区火災に対応するため、消防ポンプ自動車と小型動力ポンプを水利又は貯水槽等に分散配備し、必要があれば警戒線の認定を行う。
 - (イ) 避難場所、避難路周辺の火災に対応するため、消火態勢について事前計画を作成するものとする。
 - (ウ) 自主防災組織の強化と役員（リーダー等）の確認及び出火防止活動への協力要請を行う。
- エ 人命の保護
- (ア) 医薬品、非常用飲料水、食料の確認を行う。
 - (イ) 医療機関収容体制を把握する。
 - (ウ) 救急応急手当指導員の確認を行う。
 - (エ) 貸出し用救助資機材の点検と整理を行う。

3 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡態勢の確保を行う。

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

- (1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市との情報の共有化
- (2) 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
- (3) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施

- (4) 利用者等の社会的混乱を防止する活動
- (5) 市及び県が実施する応急対策の連絡調整
- (6) 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備
- (7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

- (1) 指定地方行政機関
 - ア 静岡県警察（伊東警察署）
 - (ア) 地震関連情報（交通情報）の収集・提供
 - (イ) 民心安定等のための広報
 - (ウ) 避難指示の伝達、退去の確認及び避難地の安全確保・秩序維持等
 - (エ) 社会秩序維持のための取締等
 - (オ) 交通路、避難路、緊急輸送路の確保
 - イ 財務省東海財務局静岡財務事務所
 - 金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
 - ウ 農林水産省関東農政局（静岡県拠点、静岡地域センター沼津支所）
 - (ア) 政府所有食料の倉庫別在庫数量の把握など食料需給に関する情報収集
 - (イ) 応急食料の緊急引渡準備及び業者指導
 - (ウ) 災害対策用乾パンの調達準備
 - (エ) 関係機関との連絡調整
 - (オ) 農地、農業用施設の管理、指導
 - エ 林野庁関東森林管理局
 - 災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備
 - オ 経済産業省関東経済産業局
 - (ア) 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保
 - (イ) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保
 - (ウ) 電気の安定供給に関すること
 - (エ) ガスの安定供給に関すること
 - カ 経済産業省関東東北産業保安監督部
 - (ア) 都市ガス、LPガス、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
 - (イ) 電気の安全確保に関すること
 - (ウ) ガスの安全確保に関すること
 - キ 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）
 - (ア) 施設対策等
 - あ 河川管理施設等の対策等
 - い 道路施設対策等
 - う 営繕施設対策等
 - え 電気通信施設等対策等
 - お 公園施設対策等
 - (イ) 災害対策用建設機械等の出動及び管理
 - (ウ) 他機関との協力
 - (エ) 広報
 - ク 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
 - (ア) 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導
 - (イ) 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達
 - (ウ) 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請
 - ケ 国土地理院中部地方測量部
 - 関係機関との情報共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。

- コ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - （ア） 県知事に対する東海地震予知情報の通報
 - （イ） 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説
 - （ウ） 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること。
- サ 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）
 - （ア） 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達
 - （イ） 湾内における船舶交通の入港制限、禁止
 - （ウ） 海水浴客等に対する情報伝達
 - （エ） 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
 - （オ） 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導
- (2) 指定公共機関
 - ア 日本郵便株式会社伊東郵便局
 - （ア） 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導
 - （イ） 郵便業務の取扱いを一時停止する旨の広報
 - （ウ） 郵便物の被災防止
 - （エ） 郵便局における窓口業務等の取り扱いの一時停止する旨の広報
 - （オ） 施設等の被災防止
 - イ 日本赤十字社静岡県支部（伊東市地区）
 - （ア） 医療救護班の派遣準備
 - （イ） 血液製剤の確保及び供給の準備
 - （ウ） 救護物資の配布準備及び配布
 - （エ） 赤十字飛行隊の派遣準備
 - （オ） 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - ウ 日本放送協会静岡放送局（伊東支局）
 - （ア） 地震に関する情報の迅速な伝達
 - （イ） 市及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
 - エ 東日本旅客鉄道株式会社
 - （ア） 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - （イ） 列車の運転規制
 - （ウ） 旅客の避難、救護
 - （エ） 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - オ 西日本電信電話株式会社（沼津支店）、株式会社NTTドコモ東海支社
 - （ア） 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
 - （イ） 防災関係機関の重要通信の優先接続
 - （ウ） 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
 - カ 日本通運株式会社（沼津支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
 - キ 東京電力パワーグリッド株式会社
 - （ア） 電気による災害の予防広報の実施
 - （イ） 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
 - （ウ） 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
- (3) 指定地方公共機関及び公共的団体
 - ア 伊東市医師会、伊東市歯科医師会、伊東市薬剤師会
 - （ア） 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備
 - （イ） 救護班の派遣準備
 - イ 伊東瓦斯株式会社
 - （ア） 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報

- (イ) 施設の点検等災害予防措置
- ウ 社団法人静岡県LPガス協会伊東地区会
 - (ア) 需要家に対するプロパンガスによる災害の予防広報
 - (イ) 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
- エ 伊豆急行株式会社
 - (ア) 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達
 - (イ) 列車の運行規制
 - (ウ) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
- オ 株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東株式会社
 - (ア) 報道特別番組の編成
 - (イ) 東海地震予知情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
 - (ウ) 市長の呼びかけ、市内各地の状況、防災措置の状況等の放送
- カ 伊東市富戸吉田土地改良区
 - (ア) 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配
 - (イ) 緊急点検

4 自衛隊

【東海地震臨時注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - ア 非常勤務態勢への移行
 - イ 指揮所の開設
 - ウ 各部隊への災害派遣準備
 - エ 情報組織への展開
 - オ 県庁等への連絡班への派遣
 - カ 通信組織の編成等
- (2) 海上自衛隊横須賀地方ほか
 - ア 司令部の設置準備
 - イ 各部隊の災害派遣準備
 - ウ 県庁等への連絡班の派遣等
 - エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
- (3) 航空自衛隊第1航空団ほか
 - ア 非常勤務態勢への移行
 - イ 指揮所の開設
 - ウ 情報組織の展開
 - エ 県庁等への連絡班の派遣
 - オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - ア 県庁等への方面現地調整所の開設
 - イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備
 - ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
- (2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
 - ア 指揮所の開設
 - イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立
 - ウ 地震防災派遣を開始

- エ 東部方面総監部への連絡員の派出
- オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
- (3) 航空自衛隊第一航空団ほか
 - ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化
 - イ 地上部隊の災害派遣の準備
 - ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難
 - エ 救難機の周辺基地への集中
 - オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第2章 情報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市及び防災関係機関等の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

計画の内容

- 1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達・周知
 - (1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言・東海地震予知情報等の受理については、勤務時間内においては防災担当課で行う。勤務時間外及び休日等は消防署が行うものとし、別に定める職員非常召集連絡網により伝達し、指示を受けるものとする。
なお、警戒本部設置後においては、警戒本部において受理するものとする。
 - (2) 東海地震注意情報、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号(サイレン、半鐘)を用いて地域住民等に伝達するものとする。
 - (3) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等は同報無線、電子メール、広報車、防災行政無線等を広く活用して周知徹底を図るほか、公共施設及び各消防団詰所に広報文を掲示する。
 - (4) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等は、警戒宣言発令時と同時に警戒本部に派遣された防災関係機関等に伝達するものとするが、各機関との連絡方法について、予め定めておくものとする。
- 2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達
 - (1) 情報の収集

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市地域内における人心の動揺、治安の乱れ、流言飛語など各種の混乱の状況を把握するため、本部及び支部の職員を広域避難場所等防災拠点に派遣して地震防災活動に関する迅速、的確な情報の収集に当たらせる。

収集する情報の主なものは、次のとおりである。

 - ア 避難状況
 - イ 交通機関の運行及び道路交通の状況
 - ウ 住民生活、社会・経済活動等の状況
 - ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策実施状況
 - エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
 - オ 情報の変容、流言飛語等の状況
 - (2) 情報の伝達

伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

 - ア 警戒宣言及び東海地震予知情報の内容、解説
 - イ 警戒本部の対応状況
 - ウ 避難の指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）
 - エ 消防（水防）職員、団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）

オ 地域内事業所等に対する地震防災応急措置等実施指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

(3) 県警戒本部等への報告

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において県警戒本部への報告は、東部方面本部等を通じて「大規模地震における情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める情報項目について速やかに報告するものとする。

その主なものは次のとおりである。

ア 避難状況

イ 市の東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

3 通信の確保

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時には電話のふくそうが考えられるので、あらゆる無線通信網を最大限活用し、迅速かつ的確な情報の収集と伝達を行うものとする。

主な無線通信網は、次のとおりである。

(1) 静岡県総合情報ネットワーク

(2) 同報無線

(3) 防災行政無線

(4) 消防無線

(5) デジタル簡易無線

第3章 広報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに市民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、観光客等要配慮者等に配慮するものとする。

計画の内容

1 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における防災活動上の広報

(1) 広報事項

市民が応急対策を実施するうえで必要な事項について広報を行うこととし、特に重要な広報事項については、広報文案を予め作成しておくものとする。

主な広報事項は、次のとおりである。

ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味

イ 交通機関運行状況及び道路交通情報

ウ 家庭において実施すべき防災対策

エ 自主防災組織に対する防災活動の要請

(2) 広報実施方法

ア 同報無線

イ 広報車、ハンドマイク等

ウ 有線放送、コミュニティFM放送等

エ 電子メール、ホームページ

オ 自主防災組織を通じた連絡

カ 公共施設及び消防団詰所に広報文の掲示

キ その他（文字情報表示板等による広報）

2 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民に対しては、次の方法により情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災対応をするものとする。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) サイレン、半鐘 | 警戒宣言が発令されたことの伝達 |
| (2) ラジオ、テレビ | 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等 |
| (3) 同報無線、広報車、 | 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、電子メール及び市地域内の情報 |
| (4) 携帯電話、スマートフォン | 緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等 |
| (5) 自主防災組織を通じての連絡 | 主として市からの指示、救助措置等 |
| (6) インターネット | 地域の情報・指示・指導等 |

第4章 自主防災活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまでの間又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ市民の生命と財産を市民自らの手で守るため、各单位自主防災組織が行う対策活動を定める。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- 1 自主防災組織役員等の所在確認等の連絡態勢の確保
- 2 警戒宣言発令時の自主防災組織本部設営のための資機材、備蓄食料等の確認
- 3 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ
- 4 市民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- 5 東海地震注意情報発表時に、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や避難場所の施設管理者等が十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時】

- 1 自主防災組織本部の設営
活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
- 2 情報の収集・伝達
 - (1) 警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
 - (2) 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
 - (3) 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。
- 3 初期消火の準備
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- 4 防災用資機材等の配備・活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- 5 家庭内対策の徹底
次の事項について、各家庭へ呼びかける。
 - (1) 家具の転倒防止
家具類の固定状況を確認する。
 - (2) 落下等防止
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。

- (3) 出火防止
火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
 - (4) 備蓄食料・飲料水の確認
備蓄食料及び飲料水を確認する。
 - (5) 病院・診療所の外来診療
災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
- 6 避難活動
- (1) 避難行動
 - ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難場所へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。
 - イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難場所まで搬送する。
 - ウ 山間地で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区または半島部で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区(警戒宣言が発せられた時に市長の避難指示の対象となる地域)で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難場所まで避難する。
 - エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難をすすめる。
 - (2) 避難生活
 - ア 避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備をする。
 - イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
 - ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市と連絡をとり、その確保に努める。
- 7 社会秩序の維持
- (1) ラジオ、テレビ、同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
 - (2) 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、市民等に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5章 緊急輸送活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため必要な車両、人員、資機材等の確保並びに地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡態勢の確保などの準備的措置を実施する。

計画の内容

- 1 緊急輸送対策の基本方針
 - (1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な範囲に止める。
 - (2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保、点検等について、運送関係業者の協力を求め輸送の準備を行う。
 - (3) 観光客等については、本市に津波の恐れがないと判断される場合に、状況に応じた海上輸送による脱出を検討する。
- 2 緊急輸送の対象となる人員、物資等
 - (1) 防災活動要員の配備及び防災活動に要する最小限の資機材

- (2) 緊急の処置を要する患者
 - (3) 観光客
 - (4) 食料、日用品、その他緊急を必要とするもの
- 3 輸送体制の確立
- (1) 輸送方法
 - ア 陸上輸送
 - 1次、2次、3次の緊急輸送路により必要な輸送を行う。
 - イ 海上輸送
 - 海上輸送を必要とするときは、県を通じ自衛隊、海上保安部に支援を要求する。また、必要に応じ民間船舶の協力を要請する。
 - ウ 航空輸送
 - 県を通じ自衛隊への協力要請の要求を行う。
 - (2) 輸送手段の確保
 - 次により、輸送手段の確保を図る。
 - ア 市有車両の活用
 - イ 民有車両の借上げ
 - ウ 県を通じての自衛隊及び海上保安部への支援要請の要求
 - エ 民有船舶への協力要請
 - オ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請
 - (3) 緊急輸送の調整
 - 市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは警戒本部において調整を行う。
 - この場合、次により調整することを原則とする。
 - 第1順位 市民等の生命の安全を確保するため必要な輸送
 - 第2順位 防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送
 - 第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送
 - (4) 防災関係機関の緊急輸送
 - 地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第6章 自衛隊の支援活動

計画作成の主旨

警戒宣言の発令後、自衛隊の支援要請の要求を行う場合、市のとるべき事項について定める。

計画の内容

- 1 支援要請要求手続
 - 市長は、県に対し、自衛隊の支援を必要とする事由、支援を必要とする期間、支援を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の支援要請の要求をするものとする。
- 2 自衛隊との連絡及び受入体制
 - (1) 自衛隊との連絡調整
 - 派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡調整にあたる職員を置く。
 - (2) 作業計画及び資機材等の準備
 - 自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、先行性のある計画をたて、作業実施に必要なとする資機材の準備を整え、諸作業に関係ある管理者等との連絡調整を図るものとする。
 - (3) 物資、資機材等の県への要請
 - 作業実施に必要な物資、資機材等の調達が困難又は不可能な場合は、県へ要請するものとする。
 - (4) 派遣部隊の受入れ

市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるように、必要な受入体制をとる。

第7章 避難活動

計画作成の主旨

市長、その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられた時に、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難場所までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市や自主防災組織、避難場所の施設管理者等と十分調整のうえ、要配慮者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。

次にこの避難計画の基本的事項を示す。

計画の内容

1 避難対策の基本方針

- (1) 市が、伊東市地域防災計画において明らかにした津波の浸水及び山・がけ崩れの発生危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難場所へ避難する。

また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難場所までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあって、かつ当該地区の住民等のうち要配慮者（介護者を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、市は、あらかじめ自主防災組織や避難場所の施設管理者等と十分調整を図るものとする。

- (2) 避難対象地区の住民等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

ただし、山間地で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

- (3) 避難場所では、自主防災組織の単位で行動するものとする。
- (4) 避難誘導や避難場所での生活に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- (5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。

2 避難のための指示

(1) 指示の基準

市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。

なお、国（静岡地方気象台等）及び県は、市長より「避難の指示」を行うことについて助言を求められた場合、必要な助言をするものとする。

(2) 指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報無線、有線放送、広報車等により避難指示を行うものとする。また警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、必要に応じ、避難指示に関する放送を県に依頼する。

(3) 避難に関しての周知事項

市（消防機関を含む。）及び伊東警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表されたときは、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては、

要配慮者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

ア 避難対象地区の地域名

イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ 避難経路及び避難先

エ 避難する時期

オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

市は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法第73号。以下この編で「法」という。）第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、2の(3)に準じて周知を図る。

(2) 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立ち入り禁止の措置をとる。市長は、警察官、海上保安官の協力を得て、市民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

4 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、それぞれ避場所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等の内容とする+避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

なお、避難計画の策定にあたっては、要配慮者等の避難誘導、避難場所での生活等に配慮するものとする。

5 避難状況の報告

(1) 市は、自主防災組織及び避難場所の施設等の管理者等から直接に、又は伊東警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあたっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。

ア 避難の経過に関する報告

危険な事態その他異常な自体が発生した場合、直ちに行う。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 市に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告

避難完了後速やかに行う。

(ア) 避難場所名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 市に対する要請事項

(2) 市は、避難状況について、県へ報告する。

6 避難場所の設置及び避難生活

(1) 基本方針

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難場所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるよう、自主防災組織及び避難場所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するため、必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、避難所ごとにあらかじめ定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」、「避難生活の手引き」（静岡県）、「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室、トイレ等の衛星環境の保持に配慮する。

(2) 避難場所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

避難場所で避難生活をする者は、津波や山がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保出来ない者とする。

イ 設置場所

(ア) 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

(イ) 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者等の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

(ウ) 市長は、既存の広域避難場所や避難所のほか、市内外の施設や場所より、緊急時の避難場所や一定期間滞在する避難所をあらかじめ指定するよう努める。

ウ 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、避難場所までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も要配慮者等の迅速・円滑な避難を実施するために避難場所を設置することができる。

エ 避難場所の運営

(ア) 市は、自主防災組織及び避難場所の学校等施設の管理者の協力を得て、避難場所を運営する。

(イ) 避難場所には、避難場所の運営等を行うために必要な市職員を配置する。また、避難場所の安全の確保と秩序のため、必要により警察官の配置を要請する。

(ウ) 避難場所の運営に当たっては、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

(エ) 自主防災組織は、避難場所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

第8章 社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民心の安定を図り、市民等の確かな防災対策を促進する。

計画の内容

1 予想される混乱

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報に関する流言、飛語
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買い出し客、観光客等の混乱

2 市の実施事項

各種の混乱が生ずる恐れがあると認めたとき又は混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について、呼びかけを実施するものとする。なお、伊東警察署に対し、警戒区域、避難場所等に対しては、警ら活動を強化するとともに、混乱防止、犯罪の予防取締りを要請

する。

3 物資、物価対策

- (1) 生活物資の異常な価格の高騰、不当な売り惜しみ、買い占めが発生した場合は、東海地震注意情報発表昼夜警戒宣言発令中において、社会状況に応じこれらの調整に当る。
- (2) 東海地震注意情報発表昼夜警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、警戒本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみ防止を啓発する。
- (3) 生活関連物資等の買い占め、売り惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）及び国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第12号）に基づき、国、県と連携のうえ物価動向や需給動向調査を行い、必要に応じて報告徴収や立入検査、売り渡し指示や売り渡し命令、価格表示の指示、価格引き下げの指示、公表を行う。

4 伊東警察署の実施事項

警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられたときに次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。

- (1) 警戒区域、避難場所等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的な運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。
なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。
- (2) 犯罪情報の収集を行う。
- (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。
- (4) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
- (5) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。
- (6) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
- (7) 放射性物資、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。
なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所で管理するよう指導する。

第9章 交通の確保活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の陸上交通及び海上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶又は歩行者に対し必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時において社会的混乱や大規模な交通渋滞が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

計画の内容

1 陸上交通の確保対策

- (1) 運転者のとるべき措置

【東海地震注意情報発表時】

ア 走行中の車両が、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。

イ 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

【警戒宣言発令時】

ア 走行中の車両の運転者は、次により行動する。

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

- (イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

イ 避難等のためには車両は使用しない。

(2) 交通規制の方針

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するよう呼びかける。

イ 警戒宣言が発せられたときの交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。

ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

ア 強化地域内における一般車両の通行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

ウ 交通規制に際しては、静岡県警察本部（伊東警察署）、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(3) 交通規制計画

ア 市内への一般車両の流入制限

イ 市内における車両の走行抑制

ウ 緊急交通路等を確保するための措置

(ア) 緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両又はルート内に起終点を有する車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。

(イ) 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域内の流入を禁止する。

(ウ) 市の指定する主要な避難路については、極力車両の通行を抑制する。

(4) 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については事前に必要事項の届出をすることができる。

これらの届出等及び確認の手続きについては別に定める。

2 海上交通の確保対策

【東海地震注意情報発表時】

海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令されたときに講ずる措置を円滑に実施するために、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。

(2) 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用か、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。

(3) 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の注意準備、船舶の退避準備等の準備的実施を

要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。

【警戒宣言発令時】

(1) 海上、港湾及び港則法の適用を受ける漁港

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。

イ 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

(2) 港則法の適用を受けない漁港

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。

ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。

イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。

ウ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

第10章 地域への救援活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに、医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保護に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

- 1 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡態勢を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
- 2 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- 3 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。
- 4 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 5 市は、物資集積所の立ち上げの準備等、物資の受入れ及び仕分けを円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 6 市民は、備蓄食料・飲料水、生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達の方針

ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。

イ 市は、県による緊急物資の供給は前号を補完するものとし、その供給は原則として有償とする。

(2) 警戒宣言発令時に市及び防災関係機関等がとる措置

ア 市

(ア) 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民等で非常持ち出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊

急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。

- (イ) 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。
- (ウ) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- (エ) 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。

イ 防災関係機関

- (ア) 農林水産省関東農政局(静岡県拠点、静岡地域センター沼津支所)
 - あ 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
 - い 市の要請に基づき、米穀卸売業者に米を緊急売却する。
 - う 市の要請に基づき、乾パンの調達を行う。
 - え その他食料等の確保又は確保準備措置を講ずる。
- (イ) 日本赤十字社静岡県支部(伊東地区)
 - 地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう、県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。

ウ 自主防災組織及び市民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。

また、市民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

- (3) 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資
 - 警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は、緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水等の確保

市及び市民は地震発生後における飲料水等を確保するため次の事項を実施する。

(1) 市

- ア 市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。
- イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- エ 応急復旧体制の準備をする。

(2) 自主防災組織及び市民

- ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- イ 自主防災組織の給水班を中心として、非常用給水井戸並びに応急給水資機材を点検する。

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

市及び市民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

市は、東海地震注意情報発令時に引き続き、次の行動を行う。

- ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- イ 救護所の設置及び資機材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 防疫及び保健衛生活動

ア 市

- (ア) 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。

(イ) 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

イ 自主防災組織

自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(3) 廃棄物処理

ア し尿処理

(ア) 市は、関係機関との連絡態勢等について確認する。

(イ) 市は、医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。

(ウ) 市は、し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。

(エ) 市は、し尿収集車の緊急車両手続きを準備する。

イ 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

(ア) 市は、関係機関との連絡態勢等について確認する。

(イ) 市は、仮集積所の確認を行う。

(ウ) 市は、ごみ収集業者へ発災時の協力を依頼する。

第 11 章 市有施設設備の防災措置

計画作成の主旨

防災上重要な施設及び設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

計画の内容

1 無線通信施設等

伊東市同時通報用無線及び防災行政無線管理運用規程に定めるところにより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備するとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

(1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、作動状態を確認し、必要な措置を講ずる。

(2) 充電式携帯無線については、完全充電を行う。

(3) 津波危険予想地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への搬出等必要な措置を講ずる。

(4) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、道路、砂防等、工事中の施設及び庁舎については、職員等の安全を配慮し、概ね次の措置を講ずるよう努める。

また、東海地震注意情報発表時には市の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協業者との連絡態勢の確保等の準備的措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

(1) 港湾及び漁港施設等

次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。また、特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

ア 岸壁等

耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。

(2) ダム、ため池及び用水路

警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

(3) 道路

道路利用者に対して、道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。

また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

(4) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害に関する監視システムの点検や情報収集・伝達のための配備体制、県、市、住民間の連絡態勢の確認等の準備的措置を講ずる。

(5) 工事中の公共施設、建築物、その他

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(6) 災害応急対策上重要な庁舎

本部（市庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

(7) 水道用水供給施設等

警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

【警戒宣言発令時】

(1) 港湾及び漁港施設等

次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設については、利用者に必要な措置を講ずるものとする。

ア 岸壁等

耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。

(2) ダム、ため池及び用水路

ダム、ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定められたものに対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行う。

また、必要に応じ地域住民に対し避難の指示を行う。

(3) 道路

ア 車両の走行の自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を、道路情報表示装置等により道路利用者に対し行うよう努める。

イ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

ウ 道路パトロールを実施し緊急交通路の安全確認を行うとともに、災害時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

エ 避難路における障害物除去に努める。

(4) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市・住民間の連絡態勢を整える。

(5) 工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(6) 災害応急対策上重要な庁舎

本部（市庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

(7) 水道用水供給施設等

溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備をすすめるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

(1) コンピュータ本体及び末端機等の固定を確認する。

(2) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

(3) 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて運用を停止する。

第12章 防災関係機関が講ずる生活及び安全確保等の措置

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民等の生活に密接に関係ある防災関係機関が市民等の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表されたときは、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、市民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるように、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

- 1 水道（市）
飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。
- 2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社）
電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家の取るべき措置を広報する。
- 3 ガス（伊東瓦斯株式会社）
ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
- 4 通信（西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）
平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通話を優先して接続し、一般電話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。
- 5 放送（株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東株式会社）
東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、市の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の市民生活に必要な情報、市民等のとるべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。
- 6 市中金融
金融機関、郵便局、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金預け払い機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。
- 7 鉄道（東日本旅客鉄道株式会社、伊豆急行株式会社）
 - (1) 列車の運転規制等
旅客列車については、運行を継続する。
 - (2) 旅客等に対する対応
東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運行状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。
- 8 バス（東海自動車株式会社）
 - (1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
 - (2) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。
 - (3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、

必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

9 道路

- (1) 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡態勢を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

10 旅客船

- (1) 平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運航を中止することができる。乗客に対して東海地震注意情報発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報し、また、警戒宣言発令後の運航中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

11 病院・診療所

- (1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。
なお、外来患者の受入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
- (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害時の重症患者の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡態勢や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
- (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院への移送、家族等への引渡しに係る連絡態勢や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

12 百貨店・スーパー等

- (1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつては、日常の市民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運航停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- (2) 営業の継続にあつては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を実施する。

【警戒宣言発令時】

1 水道（市）

- (1) 飲料水の供給に万全を期する。
- (2) 住民に貯水を呼びかける。
- (3) 給水車、ろ水機等による応急給水の準備を行う。

2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社）

- (1) 電力の供給は継続する。
- (2) 地震発生に備え、需要家のとるべき具体的な措置の広報を行う。
- (3) 施設の安全確保のための巡視、資機材の確保等の措置を行う。

3 ガス（伊東瓦斯株式会社）

- (1) ガスの製造を調整する。

- (2) 非常体制をとりながら、ガスの供給を継続する。
- (3) 供給世帯に対し、ガスの取扱いについての広報を行う。
- (4) 緊急遮断装置、放散設備、用水設備等の点検、整備及び機能の確認を行う。
- 4 通信（西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）
 - (1) あらかじめ定められた防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般加入電話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。
また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。
 - (2) 通信施設の応急復旧に備えて資機材を準備する。
- 5 放送（株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東株式会社）

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。
- 6 市中金融
 - (1) 金融機関の営業
 - ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合
 - (ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払い戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。
 - (イ) 営業所等の窓口における普通預金の払い戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。
 - (ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。
 - (エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払い戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払い戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。
 - イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合
 - (ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。
 - (イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全を十分考慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。
 - (ウ) ATMの稼動についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。
 - ウ 営業停止等を取引者に周知徹底をするため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
 - エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡り処分猶予等の措置を適宜講ずる。
 - オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。
 - (2) 保険会社及び証券会社の営業
 - ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における営業を停止する。
 - イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
 - ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行

わない。

エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

7 鉄道

(1) 指定公共機関である鉄道（東日本旅客鉄道株式会社）

ア 列車の運転規制等

(ア) 強化地域への進入を禁止する。

(イ) 強化地域内を運行中の列車は最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運行して停車する。

(ウ) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客に対する対応

(ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

(イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

(2) 指定地方公共機関である鉄道（伊豆急行株式会社）

ア 列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。

イ 旅客の避難、救護に関する事項は、指定公共機関である鉄道に準ずる。

8 バス（東海自動車株式会社）

(1) 走行中のバスには、営業所、出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市サイレン等によって警戒宣言の発令を覚知する。

(2) 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

9 道路

(1) 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。

(2) 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

(3) 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

(4) 走行車両は低速走行する。

10 旅客船（東海汽船株式会社、株式会社富士急マリリゾート）

(1) 東海地震予知情報等は、無線等で連絡する。また、乗客には、テレビ・ラジオで直接情報を伝えるよう努める。

(2) 航行中の旅客船は、安全な海域に避難、又は津波の危険がなく入港を制限しない港に入港する。

(3) 航行中の旅客船であっても、夜間航行を禁止されているものにあつては、速やかに最寄りの港に着棧し乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。

(4) 着棧中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。

(5) 海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。

11 病院・診療所

(1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

(3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

12 百貨店・スーパー等

- (1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、日常の市民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- (3) 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

計画作成の主旨

〈各施設・事業所に共通の事項〉

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業所で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該利用施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

計画の内容

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- 1 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- 2 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
 - (1) 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
 - (2) 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
 - (3) 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - (4) 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
 - (5) 避難誘導の方法、近隣避難場所・避難路頭の確認等の避難誘導に関する事項
 - (6) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手段等の確認
 - (7) その他各施設や地域の実情に応じた必要な措置に関する事項
- 3 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項
 - (1) 東海地震注意情報の内容と意味等
 - (2) 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
 - (3) 冷静な対応の実施
 - (4) 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
 - (5) 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - (6) 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
 - (7) その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
- 4 避難対象地区内にある施設の準備的措置
避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を

実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

- 1 警戒宣言発令時の施設の利用・営業の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- 2 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - (1) 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集及び組織体制
 - (2) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- 3 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
 - (1) 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
 - (2) 情報収集・伝達手段の確保
 - (3) 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
 - (4) 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - (5) 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
 - (6) 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
 - (7) 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
 - (8) 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
 - (9) その他施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- 4 施設利用者、顧客、従業員に対して周知すべき事項に関する事
 - (1) 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
 - (2) 当該施設における地震防災応急対策の内容
 - (3) 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
 - (4) その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
- 5 避難対象地区内の施設の避難対策
避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難場所等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

〈各施設・事業所の計画において定める個別事項〉

各施設の特異性・公益性に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

1 病院・診療所

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の**【東海地震注意情報発表時】**

11 病院・診療所に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の**【警戒宣言発令時】** 11 病院・診療所に準ずる。

2 百貨店・スーパー等

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 警戒宣言発令後に営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- (2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。
- (3) 県や市との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡態勢の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措

置を講ずる。

- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
- (3) 県や市との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

- 3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

- 4 鉄道業者その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所）

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】7 鉄道、8 バス、10 旅客船に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】7 鉄道、8 バス、10 旅客船に準ずる。

- 5 学校・幼稚園・保育園

市教育委員会は、市内の公立学校に対し「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、県教育委員会が示した東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針により、地震防災応急対策を実施するよう指導する。

学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時の別や、学校等の施設の避難場所・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

生徒等が在校・在園中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

- (1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又

は家族等への引渡しを実施する。

- (2) 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

【警戒宣言発令時】

生徒等が在学中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、帰宅や家族等への引渡しなど生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園しないものとする。

6 社会福祉施設

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じたうえで、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しのための連絡態勢や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 家族等への引渡しのための連絡態勢や引渡し方法の確認などの準備的措置

イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡態勢や移送方法・手段などの準備的措置

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は保護者等への引渡しを実施する。

- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 家族等への引渡し

イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

7 放送事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】5放送に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】5放送に準ずる。

8 道路

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】9道路に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】9道路に準ずる。

9 ガス事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】3ガスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】3ガスに準ずる。

10 水道事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】1水道に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】1水道に準ずる。

11 電気事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】2電力に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】2電力に準ずる。

第14章 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

計画作成の主旨

市が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

計画の内容

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
- (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
- (3) 施設使用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- (4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的考え方は、第13章の規定に準ずる。

(1) 病院

東海地震注意情報発表時の診療体制

(2) 学校、幼稚園、保育園

ア 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

イ 地域住民の避難地または避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方

(3) 社会福祉施設

入所者の移送または家族等への引渡し方法

(4) 水道用水供給施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- (3) 避難誘導等利用者等の安全確保措置
- (4) 消防、水防等の事前措置
- (5) 応急救護
- (6) 施設及び設備の整備及び点検

(7) 防災訓練及び教育、広報

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。

(1) 病院

警戒宣言発令時の診療方針

(2) 学校、幼稚園、保育園

ア 生徒等の安全確保のために必要な措置（引渡し方法）

イ 登校（園）時の避難対策

ウ 地域住民の避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

(3) 社会福祉施設

入所者の移送または家族等への引渡し方法

(4) 水道用水供給施設

溢水等による災害予防措置